

令和 7 年

# 富岡町議会会議録

第 5 回 定例会

12月17日開会～12月18日閉会

富岡町議会

## 令和7年第5回富岡町議会定例会会議録目次

### 第1日 12月17日(水曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○欠員議員	3
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸報告	6
○議案の一括上程	11
○提案理由の説明及び一般町政報告	11
○一般質問	14
安藤正純君	14
高野匠美君	30
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	43
○散会の宣告	71
散 会 (午後 3時06分)	71

### 第2日 12月18日(木曜日)

○議事日程	75
○本日の会議に付した事件	75
○出席議員	76
○欠席議員	77
○欠員議員	77

○説明のため出席した者	77
○事務局職員出席者	77
開    議    （午前 9時00分）	79
○開議の宣告	79
○議事日程の報告	79
○会議録署名議員の指名	79
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	79
○追加議案の提案理由の説明	88
○日程の追加	89
○議案の一括上程	89
○提案理由の説明	89
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	90
○動議の提出	101
○日程の追加	101
○発委第1号 議案第80号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条 例に対する附帯決議について	102
○委員会報告	104
○動議の提出	107
○閉会の宣告	108
閉    会    （午前11時21分）	108

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

# 令和7年第5回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和7年12月17日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告
- 7、総務文教・産業厚生常任委員会行政視察報告

日程第4 議案の一括上程

報告第8号 専決処分の報告について

議案第61号 富岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第62号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について

議案第63号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について

議案第64号 富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第65号 訴えの提起について

議案第66号 令和7年度富岡町一般会計補正予算(第3号)

議案第67号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第68号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第69号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第70号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第71号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 8号 専決処分の報告について

議案第61号 富岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第62号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について

議案第63号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について

議案第64号 富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第65号 訴えの提起について

議案第66号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第3号）

議案第67号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第68号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第69号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第70号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第71号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

1、監査委員報告

2、議会運営委員会報告

3、議会広報特別委員会報告

4、原子力発電所等に関する特別委員会報告

5、総務文教常任委員会報告

6、産業厚生常任委員会報告

7、総務文教・産業厚生常任委員会行政視察報告

日程第4 議案の一括上程

報告第 8号 専決処分の報告について

議案第61号 富岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第62号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について

議案第63号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について

議案第64号 富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第65号 訴えの提起について

議案第66号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第3号）

議案第67号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第68号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第69号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第70号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第71号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第8号 専決処分の報告について

議案第61号 富岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第62号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例について

議案第63号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について

議案第64号 富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第65号 訴えの提起について

議案第66号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第3号）

---

○出席議員（8名）

1番	安藤正純君	3番	平山勉君
4番	佐藤啓憲君	5番	渡辺正道君
6番	高野匠美君	7番	宇佐神幸一君
9番	渡辺三男君	10番	堀本典明君

○欠席議員（1名）

2番 辺見珠美君

○欠員議員（1名）

---

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	宮川大志君
教育長	武内雅之君
会計管理者	志賀智秀君
総務課長	猪狩力君
企画課長	畠山信也君
税務課長	大館衆司君
住民課長	篠田明拓君
福祉課長	佐藤邦春君
健康づくり課長	斉藤一宏君
生活環境課長	飯塚裕之君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君
郡山支所長	渡邊浩基君
いわき支所長	黒澤真也君
産業振興課主幹兼課長補佐	佐藤美津浩君
総務課課長補佐兼管財係長	新田善之君
代表監査委員	石井和弘君

○事務局職員出席者

議事事務局局長	遠藤博生
議事事務局副局長兼庶務係長	杉本亜季
議事事務局主任係長	黒木裕希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（堀本典明君） 改めましておはようございます。開会に先立ちまして、2番、辺見珠美君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第5回富岡町議会定例会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○諸般の報告

○議長（堀本典明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程について、去る12月12日の議会運営委員会において審議をしていただき、その結果、会期は本日から18日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和7年度定期監査報告について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査委員より報告があり、文書をもってお手元に配付させていただきましたので、御覧いただくようお願いいたします。

次に、陳情書5件を受理し、この写しを委員会報告書の88ページから99ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

また、議会会議規則第122条に基づく議員の派遣報告についても、文書をお手元に配付させていただきました、報告といたします。

最後に、令和7年第4回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

7番 宇佐神 幸 一 君

9番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（堀本典明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの2日間と決定いたしました。

---

○諸報告

○議長（堀本典明君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、石井和弘君。

〔代表監査委員（石井和弘君）登壇〕

○代表監査委員（石井和弘君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

7監第13号、令和7年12月17日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、堀本典明様、富岡町監査委員、石井和弘、富岡町監査委員、佐藤啓憲。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和7年8月、9月、10月。(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和7年9月24日・10月17日・11月18日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） おはようございます。報告第31号、令和7年12月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、（1）議案審議について、（2）12月定例会の会期及び日程について、（3）その他、①一般質問について、②陳情について、③議員派遣報告、④その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和7年12月12日午前8時50分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、（1）議案審議について。12月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件1件、条例の新規制定案件1件、条例の一部改正案件3件、訴えの提起1件、補正予算案件6件、計12件。（2）12月定例会の会期及び日程について。12月定例会の会期日程については、会期を12月17日から18日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。（3）その他。①一般質問について、一般質問の通告2名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、提出のあった陳情5件について、議会事務局長より説明を受けた。③議員派遣報告について、議員派遣報告について議会事務局長より説明を受けた。④その他です。

以上です。

○議長（堀本典明君） ただいま議会運営委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおりに決めるにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君） おはようございます。報告第32号、令和7年12月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、（1）とみおか議会だより第224号の編集について、（2）その他。第4回、（1）とみおか議会だより第224号の最終校正について、（2）その他。

2、審査の経過。回数第1回から第4回までの日時、場所等につきましては、お読み取りいただき

たいと思います。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第224号の編集について。とみおか議会だより第224号の企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、にこにここども園運動会の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、本年10月まで4期16年間富岡町監査委員を務められた坂本和久様より寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第224号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第224号の最終校正について。議会報最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（堀本典明君） ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 皆さん、おはようございます。報告第33号、令和7年12月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和7年8月・9月・10月分）について、2、(1)東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、(2)その他、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過については、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和7年8月・9月・10月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通

報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、(1) 東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、東京電力ホールディングス(株)より説明を受けた。議員からは、4号機の燃料取扱機を一時保管の際、分解・除染してからの搬出となるのか。資料に記載している施設設備の詳細な説明について。ALPS処理水の放水トンネルの管理状況について。試験的な取り出しに使うロボットアーム搭載カメラ照射試験や原子炉格納容器内の調査に係る設備設置作業の実施場所について。燃料デブリ取り出しのサンプルについて、分析結果だけでなく、カメラで確認することへの重要性などの質問や意見が出された。(2) 議員からは、災害の際の作業マニュアルについて、災害があった際に作業員等は二次災害の防止するため、どのような対応をするのか。通常廃炉なら第二原子力発電所、特別廃炉なら第一原子力発電所というように、廃炉の技術者育成のための施設を富岡町に設置することを考えてはどうか。スマートウォッチやGPS機能などで作業員の体調管理や災害時の安全確保を図ってはどうかなどの意見が出された。3、その他。

終わります。

○議長(堀本典明君) ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会合同での視察研修を実施しておりますので、両委員会を代表して総務文教常任委員会委員長より報告を求めます。

7番、宇佐神幸一君。

〔総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君） おはようございます。総務文教・産業厚生常任委員会行政視察研修報告書。

1、目的。本町は、東日本大震災と原子力発電所事故による全町避難後、平成29年4月に一部避難指示が解除され、帰町を果たした。令和5年4月には夜の森地区を中心とした特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、現在はインフラ復旧はもとより、住宅環境や商圈の再生など生活基盤の整備を進めている。避難開始から既に14年以上が経過し、勤め先や学校など避難先での生活が定着した町民の帰還に向けてはまだ課題が多い状況であり、町としては避難を継続する町民の帰還を促す施策を行う一方で、新たに町内に居住される方を呼び込むため、移住・定住の促進や関係交流人口の拡大に向けた施策も展開する必要がある。ついては、下記の内容を学ぶことで今後の議員活動に資することを目的に行政視察を実施した。

2、視察研修日程。令和7年11月5日（水曜日）から6日（木曜日）までの2日間。

3、調査研修日時、場所及び内容。日時、令和7年11月5日（水曜日）から6日（木曜日）、場所、栃木県佐野市、栃木県宇都宮市、内容、①移住・定住の促進及びその前段としての関係・交流人口の拡大に関する取組内容と、その効果、②自治体が置かれた状況の中で、移住・定住希望者から選ばれるために何を武器としてアピールするかという発想力と着眼点。

4、参加者。総務文教常任委員会、高野匠美委員、安藤正純委員、渡辺三男委員、産業厚生常任委員会、佐藤啓憲委員、辺見珠美委員、堀本典明委員。

5、所見。初日に訪れた栃木県佐野市は、面積356平方キロメートル、人口12万人の都市で、近年は佐野ラーメンとアウトレットモールが有名。東北道と北関東道に4つのインターチェンジがあり、都心への交通利点を生かし、長期的な視野に立ちながら、これまで取り組んできた人口減少の克服や地域活力の向上等を目標にした「佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、さらにはデジタルを活用した地域課題の解決など、新たな国の政策へ柔軟な対応を考慮しながら様々な移住・定住対策に取り組んでいる。その中でも「佐野ラーメン予備校」と称し、佐野ラーメン店を開業したい人に移住・定住と独自開業を支援するプロジェクトを発足した。後継者不足に悩むラーメン店主と佐野ラーメンを開業したいという人をつなぐ移住と独立開業の支援である。また、佐野藤原氏にちなみ、全国最多で約200万人いるとされている「佐藤」姓ゆかりの地とされていることを生かして「佐藤の会プロジェクト」を展開するなど、関係人口の拡大と地域振興の創出につなげている。ユーモアのあるアイデアと地域特性を生かした特徴のある移住施策の取組を実施している。2日目に訪れた宇都宮市は、面

積417平方キロメートル、人口約51万人、栃木県の県庁所在地であり、ギョーザとイチゴのまちで有名。都心までの新幹線通勤圏内という優位性を生かし、子育て世代や女性・若者をターゲット層にしてニーズに応じた効果的な移住・定住施策を推進している。最近では共働きで子育てしやすい街ランキング全国2位・住みよさランキング全国3位となっている。移住・定住に関することは「都市ブランド戦略課」が窓口となり、「ネットワーク型コンパクトシティ」を土台に、地域共生社会・地域経済循環社会・脱炭素社会の3つの社会が人づくりやデジタル技術の活用によって発展する将来を見据えた子供から高齢者まで誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができる町づくりを目指している。移住施策は、まず宇都宮市を知ってもらう認知度を高めるため、テレビCMやデジタルマーケティングをはじめ、東京圏における鉄道広告などに力を入れている。また、サッカーやバスケットなどプロスポーツの振興と自転車ロードレースやサイクリングが盛んな「自転車のまち」で、アジア最高位のロードレースも開催されている。両市を視察して。本町と両市を比較すると、移住・定住者に対する補助金等は遜色のない支援が図られていると思われるが、昨今の全国的な少子高齢化や人口減少・若年層の人口流出等、地方が抱える問題に対して創意工夫と新たなアイデアを模索しながらいろいろなことに挑戦していることがうかがい知れ、本町の移住施策の参考になるのではないかと考える。

以上、総務文教・産業厚生常任委員会行政視察所見とする。

○議長（堀本典明君） 以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

---

○議案の一括上程

○議長（堀本典明君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

---

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（堀本典明君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。師走に入り、各地からの雪の便りが届く季節となりました。令和7年第5回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

10月21日の国の組閣を受けて、29日に牧野復興大臣、11月6日に山田経済産業副大臣がそれぞれ就

任の挨拶に来町され、堀本議長、安藤副議長とともに富岡町の復興・創生に向けた要望書を手交いたしました。その際私から、未曾有の複合災害の発生から14年半余りが経過する中で、多くの町民の皆様がふるさと富岡町を離れた町外生活を続けざるを得ない状態であること、居住人口が震災前の16%にとどまっていること、復興施策を進める中で新たなニーズが生まれていることなど、被災地を取り巻く状況は日々変わっており、復興はいまだ道半ばである。復興・創生に向けて国の総力を挙げた支援を願うとお伝えしながら、特に被災地域の実態に応じた復興施策の推進、帰還困難区域の早急な復興・再生、復興を支える制度や仕組みの拡充、推進、帰還と移住の促進、交流・関係人口の拡大の創出、各種産業に関する取組の推進、被災町民への生活支援の継続について強く要望いたしました。町といたしましては、今後もあらゆる機会を捉え、要望活動を積極的に実施するとともに国や県等の関係機関との連携を深め、民間の皆様のご協力をいただきながら町内生活環境の充実をはじめとする取組を積極的に推し進めてまいります。

11月2日に町内及びいわき市、3日に郡山市と2日間、3会場において第7回小良ヶ浜地区・深谷地区の再生に向けた取組に関する意見交換会を開催いたしました。地域住民の皆様延べ39名ご来場いただき、特定帰還居住区域の追加区域設定案や両地区内で実施中の除染などに関する貴重なご意見を多数伺いました。本町の真の復興に不可欠である帰還困難区域の復興・再生に向け、議会や地域の皆様からいただいた意見を踏まえ、国との協議を重ねながら現在特定帰還居住区域の追加設定を行う富岡町特定帰還居住区域復興再生計画変更の認定申請手続を進めております。また、今回追加設定ができなかった区域については、県や帰還困難区域を抱える近隣町村と連携し、国に対して各自治体の実態に寄り添い、総力を挙げ対応するよう引き続き強く訴えていかなければなりませんので、今後も議員各位のお力添えをいただきますようお願いいたします。

次に、第三次富岡町災害復興計画の進捗状況について申し上げます。町政の新たな羅針盤として本年4月にスタートした第三次富岡町災害復興計画につきまして、このたび計画期間における前期5年間の業績評価指標、いわゆるKPIを全体で111項目にわたり設定いたしました。並行して昨年度をもって計画期間が終了した第二次富岡町災害復興計画の総括として事業評価を実施し、第二次計画終了時点での到達点の確認を行うとともに、その結果を第三次計画のKPI設定に的確に反映させ、一つ一つの指標を精緻に磨き上げました。今後は毎年度の評価を行いながら、全町一丸となって本町の10年後の将来像である「一人ひとりの幸せで みんなの未来を創る 富岡町」の実現を目指してまいります。

次に、夜の森地区中核拠点施設整備について申し上げます。先行して準備を進めております商業施設は、先般の全員協議会でご説明したとおり、今年度は事業者公募、参加資格審査、プレゼンテーションのプロセスを踏まえ、優先交渉権者の選定を行ったところであります。この施設は、夜の森地区で生活される方々やお仕事で過ごされる方々へ日々の生活に潤いと豊かさを与えるとともに、生活の利便性向上にとどまらず、人が人を呼び、季節を問わずにぎわいの創出を担う地域の中核的役割を果

たすものと期待しております。今後は事業者とDBO基本契約を締結し、基本設計に向けて地域の方々や関係機関の皆様のご意見を踏まえつつ、令和10年春のオープンに向けて着実に事業を進めてまいります。

次に、これまで開催されたイベント等について申し上げます。10月5日には、町総合スポーツセンターを発着点として第8回とみおか復興ロードレース大会を開催いたしました。爽やかな秋空の下、町内外から約800人のランナーが集い、親子から一般まで健脚を競いました。前回に引き続き、シドニーオリンピック女子マラソン金メダリストの高橋尚子さんが特別ゲストとして参加され、ランナーを励ましながら伴走するなど、大会を盛り上げていただきました。また、高橋尚子さんには、前日のプレイベントとなる小中学生ランニング教室や大会後のトークショーにも出演いただき、世界の舞台上で活躍された貴重な経験を伺うなど、参加者の思い出に残るイベントになりました。

10月18日に開催されたとみおか・いわきふれあいフェスタ2025には、多くの町民やいわき市民の皆様にご来場いただき、盛大に実施することができました。とみおか・いわきふれあいフェスタは、いわき市で生活する町民同士のつながりや地域住民との交流を目的として開催し、今年で4回目の開催となりました。子供から大人まで楽しめるよう、作品展をはじめ特産品販売やワークショップ、縁日やキッチンカーなどのブースを設け、来場者からは、どの作品も手作りで温かみのある作品に思えた、子供を楽しませてくれたなど、たくさんのうれしい声をいただきました。引き続き、こうしたイベントを通じ、地域住民や町民同士の交流とつながりの維持に努めてまいります。

10月19日には、町総合スポーツセンター多目的広場において、64名の消防団員の出動の下、令和7年度秋季消防団検閲式が行われました。当日は末永団長の訓示の後、通常点検や分列行進を行い、団員一同の団結と士気向上を図るとともに、冬場の火災発生や犯罪から地域を守る決意を新たにしました。

10月25日には、町立富岡小学校、中学校による学習発表会「第6回永桜祭」が開催され、児童生徒の皆さんが日頃の学習の成果を発表しました。中学生による総合的な学習の時間の発表や太鼓演奏、小学生による演劇や合奏など、町の将来を担う子供たちの一生懸命に取り組む姿が見られ、子供たちのためにも改めて当町を明るい未来へしっかりとリードしなければならないという決意を新たにしたいところでございます。

11月8日には、富岡秋まつり2025が開催されました。今年で第95回目となる伝統の富岡えびす講市を中心に福祉まつり、病院祭、廃炉国際共同研究センター施設見学会など様々なイベントが一堂に催され、町内外から約3,000人の来場者をお迎えしました。伝統ある秋の催しと多彩な行事が融合した取組であり、今後においても関係機関とのつながりを密にし、官民一体で地域のにぎわいづくりに努めてまいります。

また、同日には富岡町文化芸術祭及び作品展が文化交流センター「学びの森」で開催され、町内13団体が日頃の芸術文化活動を発表し、来場者から温かい拍手が送られました。作品展には町内外から約

70点の作品が集まり、併催された福祉まつりの展示とともに来場者の注目を集めておりました。

11月16日には、毎年恒例の第37回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会「ふくしま駅伝」が開催されました。富岡町チームは、新たなメンバーを加え、ふるさと富岡の思いを背負った16人のランナーが力走し、多くの町民に勇気と感動を与えてくれました。改めて出場された選手の皆さんの健闘に敬意を表するとともに、選手をサポートしていただいた皆さんや県内各地で応援していただいた皆さんにも深く感謝を申し上げます。また、ふくしま駅伝前日の出発式には議会からもご出席いただき、選手への激励の言葉を賜りましたことに感謝申し上げます。

11月23日に町内及びいわき市、24日に郡山市と、2日間にわたり町政懇談会を開催いたしました。町民の皆様延べ38名にお越しいただき、町事業の概要についてご説明をいたしました。出席者からは、帰還困難区域の除染や町内居住者の状況、避難者への支援策など、多くのご質問、ご意見を頂戴しました。また、広報紙11月号に同封した町政懇談会アンケートには300件を超える回答があり、町民の皆様への期待を強く感じたところでございます。今後アンケートの結果を分析し、いただきましたご意見を今後の施策に生かしてまいります。

次に、今定例会に提出しております議案等について申し上げます。今定例会には、報告案件1件、条例の新規制定案件1件、条例の一部改正案件3件、訴訟の提起案件1件、令和7年度富岡町一般会計補正予算をはじめ、5特別会計の補正予算案6件の計12件の議案等を提出しております。詳細につきましてはそれぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、大変遺憾なことでありますが、前回議会から本日までの間に町職員によるセクシュアルハラスメント事案及び無免許状態により車両運転を行ったとする事案が発生し、相次いで町職員の懲戒処分を行う事態となりました。全体の奉仕者たる公務員としてあってはならないものであり、議員の皆様、町民の皆様、そして本町に心を寄せていただいている皆様にご迷惑をおかけしましたこと、心からおわびを申し上げます。このたびのことで失った町への信頼を取り戻していくためには、私をはじめ全職員が今まで以上の情熱と真摯さで本町の復興・創生に取り組んでいくこと以外にないものと考えております。このため、私は全ての職員に全体の奉仕者たる矜持を持つよう強く求めたところであり、より一層気を引き締めた行動をさせてまいりますこととお誓い申し上げ、町政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（堀本典明君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

---

○一般質問

○議長（堀本典明君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、1番、安藤正純君の登壇を許します。

1 番、安藤正純君。

〔1 番（安藤正純君）登壇〕

○1 番（安藤正純君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に基づいて大きく分けて3問質問させていただきます。

1、復興事業の総括について。(1)、原発事故から14年が過ぎ、その間数多くの復興事業が行われてきたが、事業の目的や効果・費用などを精査する復興事業検証を行うべきと思うが、町の考えを伺いたい。

2、町長の政策について。(1)、本年8月6日に行われた就任式の町長訓示において、町長から全職員に対し一人一人が「町長になったつもり」で業務を進めてほしいと訓示されましたが、その考え方を具現化するためにも、富岡町にとって将来に大きな負担を残す可能性のある事業については、庁内にプロジェクトチームを編成し、提言書を町長に提出する制度をつくるべきと思うが、町の考えを伺いたい。

(2)、本年10月地元新聞に「富岡町、大学設置計画30年度実現を目指す」という活字が一面に大見出しで掲載されており、次の日には別の地元新聞からも「高等教育機関設置・富岡町が検討入り」との記事が載っておりましたが、この件に関する町長発言の趣旨とこれまでの経緯について伺いたい。

(3)、9月の定例議会、令和6年度決算審査意見書において、代表監査委員から、予算の執行に当たっては、予算主義の原則を厳守し、前例踏襲することなく、柔軟な創意工夫により、地方自治の趣旨である最少の経費で最大の効果を上げるよう努めていただきたい。また、中長期財政計画の理念・目的は全職員が共通認識するとともに適切に時点修正を行うなど、富岡町が将来にわたって持続可能な行財政運営に取り組んでいただきたいとも述べられましたが、執行部の受け止めに伺いたい。

3、廃プラスチック発電事業について。(1)、町内蛇谷須地区において、木質バイオ発電事業と県内及び首都圏から収集した廃プラスチック・有機廃棄物を焼却する産業廃棄物の中間処理事業を計画している事業者がありますが、町の対応と考え方を伺いたい。

以上、3点よろしく申し上げます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 1番、安藤正純君の一般質問にお答えいたします。

1、復興事業の総括について。(1)、原発事故から14年が過ぎ、その間数多くの復興事業が行われてきたが、事業の目的や効果・費用などを精査する復興事業検証を行うべきと思うが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。町は、東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興、そしてふるさと富岡の創生を目指し、本年4月にスタートした第三次富岡町災害復興計画を長期総合計画と位置づけ、未来志向の復興・創生、つながりの拡大、世界に誇れる幸せづくりの3つの基本理念に基づ

き、復興施策を展開しております。また、これまで町政運営の羅針盤としていた第二次富岡町災害復興計画においては、後期編で設定した成果目標の達成状況について毎年度事業評価を実施しており、昨年度をもって計画期間が終了したことから、このたび総括としての事業評価も行いました。第二次富岡町災害復興計画の総括的な事業評価としては、対象事業の8割以上が進捗があり、取組成果が得られたものであったことから、おおむね計画終了時の目標を達成することができたと捉えております。他方、進捗に遅れがあり、取組成果が得られなかった事業もありましたので、それらを中心に計画遂行上の課題を整理し、第三次富岡町災害復興計画の政策指標に的確に反映させることにより、10年後の目指すべき姿と定めた「一人ひとりの幸せで みんなの未来を創る 富岡町」の実現を目指してまいります。ご提案の復興事業の検証につきましては、復興・再生に関する各事業に対する透明性の確保や限られた財源の効果的な活用の観点において重要なご指摘であると考えております。一方で、発災から14年9か月が経過した今もなお避難指示が継続されている区域が残されていることや、町内居住人口が発災当時の17%にとどまっていることなど、課題は山積しており、本町の復興はいまだ道半ばであります。現時点で復興事業全体を総括して評価できる段階に至っているとは考えておらず、今の時点においては各種取組について評価と改善を重ね、国や県と緊密に連携しながら復興に邁進していかなければならないと考えております。町といたしましては、それぞれの事業の目的、成果・費用対効果の点検や復興施策の優先順位づけ、住民ニーズに即した取組の強化、今後の施策展開の改善に資する点検の重要性を認識しておりますので、このたび第三次富岡町災害復興計画において設定した政策ごとの指標に対する評価を引き続き毎年度行ってまいります。加えまして、評価の透明性と客観性の向上を図る観点から、議会や町民の皆様、有識者の方々、民間事業者などにご参画いただくなど、評価を行う体制の構築についても検討を進めてまいります。

次に、2、町長の政策について。(1)、本年8月6日に行われた就任式の町長訓示において、町長から全職員に対し一人一人が「町長になったつもり」で業務を進めてほしいと訓示されましたが、その考え方を具現化させるためにも、富岡町にとって将来に大きな負担を残す可能性のある事業については、庁内にプロジェクトチームを編成し、提言書を町長に提出する制度をつくるべきと思うが、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。私は2期目の就任式において、職員に対して一人一人が「町長になったつもり」で業務を進めてほしいと申し上げましたが、これは町職員の全員が町長の視点、覚悟で物事を考え、主体的に業務を進めてほしいことや、受け身ではなく、自分が意思決定者ならどうするのかを常に考える職員であってほしいこと、自分の担当だけでなく、町全体を俯瞰した目線で考えてほしいことを訓示したものであります。町はこれまで復興施策をはじめとした各種事業を展開するに当たり、町としての意思決定機関である復興推進会議において慎重な検討を重ね、町発展のために真に必要な事業につきましては、事業規模の綿密な精査といったイニシャル面はもとより、将来にわたるランニングコストが町財政に大きな影響を与えないよう、事業計画をしっかりと精査した上で積極的に実施してまいりました。議員ご提案の庁内プロジェクトチームを編成し、提言

書を提出する制度は、本町がこれまで進めてきた個別事業ごとの丁寧な検討をより体系的な仕組みとして進めていこうとするものと捉えておりますが、町といたしましては職員一人一人が主体的に俯瞰した視点を持って闊達な議論がなされるよう促し、引き続き庁内の横串を刺す町復興推進会議における慎重な協議、検討を踏まえまして、町民の皆様への説明責任や将来世代への責任をしっかりと果たしてまいります。

次に、(2)、本年10月地元新聞に「富岡町、大学設置計画30年度実現目指す」という活字が一面に大見出しで掲載されており、次の日には別の地元新聞からも「高等教育機関設置・富岡町が検討入り」との記事が載っておりましたが、この件に関する町長発言の趣旨とこれまでの経緯について伺いたいについてお答えいたします。複合災害及び長期にわたる避難指示に伴い、双葉郡内の大半の高等学校が休校となっていることから、若年層人材の町外、郡外への流出が深刻な問題となっております。このような状況の中、これまで町民有志の皆様を中心として県立富岡高等学校の校舎敷地の今後の在り方や富岡町教育支援センター第二桜風寮の有効活用などをテーマとした議論がなされておりました。今年度においても議論が継続されておりましたが、町内において中学校卒業後の学びの場が乏しいことや若年層人口が減少しているといった課題は町としても思いを同じくするものであったことから、町に事務局を移行し、本年9月に検討準備会を開始いたしました。町といたしましては、町内外の若い世代が本町に集い、学び、交流できる環境を整えることが、若年層の減少を食い止め、交流・関係人口の拡大につながり、ひいては本町の魅力を高める重要な資源になるものと認識しております。大学設置は今後の検討で想定される多くの案の一つにすぎず、検討の前提となるものではなく、本町を若い世代の学びや交流の場としていきたいというのが基本的な立ち位置であります。現在はその実現のために考える手法を検討するスタートラインに立ったところであり、今後しかるべき会議体による検討状況等について議会の皆様にお示しをし、ご相談をしながら町にとって最良の手段を丁寧かつ慎重に考えてまいります。

次に、(3)、9月の定例議会、令和6年度決算審査意見書において、代表監査委員から、予算の執行に当たっては、予算主義の原則を厳守し、前例踏襲することなく、柔軟な創意工夫により、地方自治の趣旨である最少の経費で最大の効果を上げるよう努めていただきたい。また、中長期財政計画の理念・目的は全職員が共通認識するとともに適切に時点修正を行うなど、富岡町が将来にわたって持続可能な行財政運営に取り組んでいただきたいとも意見を述べられましたが、執行部の受け止めに伺いたいについてお答えいたします。令和6年度決算審査意見書における代表監査委員からの貴重なご意見について、執行部一同町行財政運営の根幹に関わる重要な指摘であると真摯に受け止めております。ご指摘いただいた最少の経費で最大の効果を上げるについては、地方自治法にその趣旨が定められており、効率的に資源を管理し、住民の福祉を向上させる責任を持つことを示しています。そして、予算主義の原則の厳守と柔軟な創意工夫による予算執行の必要性については、今後の行財政運営で徹底すべき基本方針であると改めて認識いたしました。町といたしましては、予算執行に際しては単に

前例を踏襲するのではなく、個別の事業や施策の実施に当たってその必要性、費用対効果を考慮し、柔軟な創意工夫を凝らした執行に努めなければならず、コスト意識の徹底及び財源の有効活用により、住民福祉の最大化を目指してまいります。また、中長期財政計画は、中期的な財政収支の見通しを立て、将来の財政運営の健全化を確保するための方策であり、予算編成の指針であります富岡町が将来にわたって持続可能な財政運営を行うため、その理念と目的などについて全職員が共通認識を持つよう、職員研修や庁内での情報共有を図っております。加えて、財政計画は社会経済情勢や復興の進捗状況に応じて適切に時点修正を行うことが必要であると認識しております。時機を逸せず、計画自体の不断の見直しを行うとともに、これに基づく事業については第三次富岡町災害復興計画にて定めた政策指標に照らし合わせて、P D C Aサイクルに基づきその適切性を評価してまいります。今後とも代表監査委員からいただいたご意見を教訓とし、将来にわたり富岡町が持続可能な行財政運営を確立できるよう、庁内各課の連携を密にして各種政策を進めてまいります。

次に、3、廃プラスチック発電事業について。(1)、町内蛇谷須地区において、木質バイオマス発電事業と県内及び首都圏から収集した廃プラスチック・有機廃棄物を焼却する産業廃棄物の中間処理事業を計画している事業者がありますが、町の対応と考え方を伺いたいについてお答えいたします。ご質問の事業については、町としましても事業者からの連絡で把握しているところであり、予定されている事業内容は焼却炉を用いた産業廃棄物の中間処理事業及び木質バイオマスガス発電事業、これに加え自家用としての太陽光発電と伺っております。町が把握している事業の経過として、始まりは5年前の令和2年でありましたが、全国的なコロナウイルス感染症の流行により計画が一時休止状態となり、本年改めて事業が動き出したと聞いております。事業者の現在の主な動きといたしましては、事業計画書の提出に向け、町及び許可権者である県に対して事前相談をしており、町としては相手方の計画内容の確認を行っているところであります。なお、事業認可までの時間として、事業計画が正式に申請されてから審査が完了するまでに1年半から2年を要するとのことですので、町といたしましてはその間必要な対話を随時行い、法令遵守はもちろん、公害発生の防止や地域住民の理解などを事業者に対し強く求めてまいるとともに、今後予定される複数の審査の中で県から町に求められる意見書に町としての意思をしっかりと反映できるよう努めてまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） NHKでも放映されました一つの例を紹介いたします。近隣町村の川内村において、昨年6月、村長以下10名による復興事業検証委員会を発足させ、13年間の復興事業1,516項目、総額530億円のうち、費用の大きいもの、時間のかかったものなど46項目を選抜し、事業目的や効果・費用などを精査し、各部署とヒアリングを行っています。実施した復興事業を単純にマル・バツをつけるだけではなくて、今だったらこんなやり方もあったなど財源を含めた見直し作業を行い、

本年12月をめどに検証を行い、次年度当初予算に反映させるとのことです。

それで質問させてもらいますけれども、これまで行われてきた復興事業は何項目あり、事業費は総額幾らになりますか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答え申し上げます。

町長答弁の中で、復興事業として総括できる評価のステージにないと申し上げました。次の3点を理由として申し上げたいと思います。まず1点目、町内には、解除の時期あるいは帰還困難区域といった地域ごとの復興のステージが異なっていること。2点目が、帰還した方、町外で生活されている方、2地域を行ったり来たりしている方がいること。3点目について、復興の進捗に伴って今もなお新たな復興ニーズが生まれていること、この3点を大きな理由として、まだ総括として評価できる段階ではないという認識でございます。

ご質問いただきましたこれまでの復興事業の個数でございますけれども、これまで町は第二次富岡町災害復興計画や各種アクションプランに基づきまして、インフラ復旧、住宅や公共施設の整備、さくらモールなどをはじめとする生活環境の整備、夜の森地区を中心とする特定復興再生拠点区域の整備など、分野ごとに行ってきてございます。ただ、何度も繰り返して申し訳ございませんが、今は復興の途上にありますので、一括して数字として整理できていないというのが正直なところでございます。参考までに代表的なものだけ申し上げます。役場庁舎の機能回復工事として約12億2,800万円、それからさくらモールをオープンするまでに要した費用が約24億2,500万円となっております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） ありがとうございます。第二次富岡町復興災害計画後期レビューとして、令和5年度には第二次富岡町復興災害計画後期の重点施策に基づく全ての事業について達成度を確認するため、その成果目標の検証、事業の有効性、事業の進捗等の評価を行っておりますが、政策1から政策5までである中から、政策5、新たなひとの流れの創出を例に取って伺います。

令和7年の町内居住者推計は4,100名であったが、実際には2,600名となり、約1,500名足りていませんでした。しかしながら、政策別総合判定では、S、A、B、C、Dの5段階評価のうち、A判定31、B判定50、C判定19となっており、計画どおり進捗したAとおおむね計画どおり進捗したBをプラスすると81%になり、総合判定には自画自賛と言わざるを得ませんが、執行部の見解を聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） 自治体としての自己評価である以上、甘くなり過ぎてはいけないというご指摘は真摯にお受けしたいと思っております。

今ほどご指摘のありました政策5の新たなひとの流れの創出というところでございます。それぞれの評価の指数ごとにこちら評価をしてございます。例えばこの中にあるものの例を申し上げますと、町公式ホームページのアクセス数、こちら目標を15万ページとしておりましたのが、38万ページだったのでA評価、あるいはお試し住宅の利用者数、目標が30人だったのが40人だったのでB評価というようなことになってございまして、その積み上げで先ほどおっしゃったような数値となってございます。一方で、同じ成果目標がありました町内居住者数について、5,000人の目標に対して当時は2,349人だったので、C評価というものでございました。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） 私から補足させていただきたいと思います。

やはり民間の企業、町内企業が努力をしてこの評価を勝ち取ったという点についてはしっかりと評価をしていかないといけないかなというところ、またそういった方々の努力を評価するというところも私ども執行部の大切な仕事ではないかなと思っております。一方で、この第二次富岡町災害復興計画、策定自体が平成27年で、富岡町が帰町する前、まだ役場機能が郡山市にあるときでございました。なので、それから10年間の町の復旧・復興の動きというのがまだ計画を策定する段階では少し読み切れなかったというところも正直あるのかなと思っております。なので、そのときに設定した指標自体が町の課題を正確に捉え切れていたのかというところは、もしかしたら今考え直すと少し疑問が残るところもあったのも正直なところかなと思います。今回、本年3月に第三次富岡町災害復興計画立てましたけれども、そちらについては行政の努力で達成できるもの、また現実にはしっかりと即しているそういった指標、そういったことを前提に設定してございます。また、この指標自体時点修正も毎年度、毎年度のレビューでしっかりとしていくと、そういったことも可能であると思っております。いわゆる時流を踏まえた柔軟な運用というのをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 答弁ありがとうございます。ちなみに先ほど紹介した川内村なのですが、村長、副村長、教育長、あと庁内の各課の課長7名、合計10名でやはり検証しておられます。私も本町でどのような調査をしたのというよりも、調査を受けたのですかってある課に聞きました。やはり企画課から調査書のようなものが回ってきて、それで各課でレポートというか、報告を上げた。やはり先ほど企画課長が述べられたSNSを使ったとか、そういう問合せがいっぱいあった。ただ、やはり結果、いろんなことをやった結果どれだけの人が移住・定住してくれたか、そこが結果ですから、やはりトータルで考えると81%というのは手前みそかなというのは否めませんので、そこは反論させてください。やはり検証するときには公平、公正にいろんな方が携わって、できるだけ所管課で上げたレポートではなくて、管理職の方がみんなでチェックを入れると、そういうやり方をやっても

らえればなと思って質問させていただきました。

次に行きます。政策は、土木工事のように単年度で終了するものから、人口減少対策のように長い時間のかかる課題もあります。後期レビューの政策的における総合判定で得られた情報から問題点を提起し、対策を練り、改善、工夫された新たな施策を次年度当初予算に反映させる考えはあるかについてお尋ねします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） まず、最初のご指摘でございます評価の透明性、それから客観性の向上というのは、十分に大事だと私も認識してございます。第三次富岡町災害復興計画で行います毎年度の事業評価、あるいは前期分を今回決めましたので、前期分を総括で評価するときには、その評価の仕方は改めてじっくりと検討させていただきます。

2点目についてお答えを申し上げます。第三次富岡町災害復興計画をつくるに当たりましては、ワークショップであったり、あるいは骨子案の検討委員会において町民の皆様から大変多くのご意見をいただいたところでございます。例えばですけれども、ワークショップのご意見の中には、夜の森公園とか夜の森つつみ公園などの既存公園を生かした町づくりの推進していくといいねなどという意見も出されてございます。9月の全協でフラワーパークに対することをご説明させていただきまして、貴重なご意見をいただいたところでございますが、来年度はその実施設計などを計上する予定でもございます。それから、産業再生・創出の面におきましては、富岡産業団地への企業誘致が全区画かないつつあるという状況でございますので、第二産業団地の整備に向けまして来年度当初予算で工事費なども予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） ありがとうございます。

次に、質問2の（1）に移ります。町長訓示では、管理職、中堅職員、若手職員、全ての職員の力を結集させるため、一人一人が憶さずに業務改善や政策提言などの声を上げ、管理職の皆さんは決めつけることなく意見を尊重し、所属内で自由闊達な意見交換を行ってくださいと訓示されましたが、この発言は町長自らも町職員の意見を真摯に受け止め、政策に反映させると解釈してもよろしいのでしょうか。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 今、議員がおっしゃったとおり、職員のご意見も、もちろん議会の皆様のご意見も、それから町民の皆様のご意見も、これは真摯に承るということをいつも肝に銘じておりますので、そのとおりだと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 本年9月の定例議会一般町政報告において、これまでの4年間を振り返り、避難指示の早期全面解除と町内全域の均衡ある発展を重要課題として取り組んだと発言されました。

そこで提案いたします。東京電力によると廃炉作業を担う人材育成する施設を双葉郡内に整備する方向で検討に入ったとの報道もありますので、町長をトップとする全町挙げての誘致活動を行い、是が非でも町内、夜の森地区発展のため、中核拠点とすべきと思うが、町の考えを聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） さきの原子力発電所等に関する特別委員会においてご質問なされたときに、秋本代表から、いつ、どこにというのは、具体はこれからであって、まだ決まっていませんよということ、それから原子力産業全体として人材育成を考えていくべきです、それからこれに限らず当地域への貢献を考えていくという答弁があったかと思っております。夜の森地区は福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所の中間に位置するとともに、貴重な地域資源であります桜並木を有しております。富岡町の将来像を考える上で重要なエリアでございます。これは、町としても認識しております。東京電力がいつ、どこになどの具体はこれからと言っておりますので、今の時点で町が夜の森に設置すべきなどと申し上げる段階にはございませんけれども、役場の近くにありますCLADS、それともしかするとF-R-E-Iとの連携の可能性などもあると思っております。夜の森地区の活気、にぎわいの創出、それから居住人口につながるように、東京電力の動きに注視してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） 私からも補足をさせていただきます。

新聞報道で東京電力の廃炉人材育成というところを拝見してございます。第三者の企業の話でございまして、想像でお話しすることは避けたいと思っておりますが、その記事によればいわゆる福島第一原子力発電所の廃炉人材を育成する施設、こちらを東電であったり、協力企業の関係の皆さん、社員の皆さんが学ぶような施設を設けたい。こういった発言これまでも、廃炉国際フォーラムであったり、そういった公の場で、人材育成の重要性、また研修の強化が必要であるというところは言及されていたのかなと思っておりますので、その延長上の話かなと思っております。その上で東京電力という会社は、もちろんこの深刻な原子力発電所事故を引き起した事故の当事者であるという側面もあります。また、ではあります、震災前から、また震災後も、富岡町の町づくりであったり、にぎわいの創出に深く関わっていただいている。言うなれば付き合いの長い町内の企業であるという側面もあるのかなと思っております。町といたしましても、今回の報道を受けて鋭意情報収集を続けまして、その事業内容、人材育成の内容を探ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 答弁ありがとうございます。ぜひ夜の森の発展のために、原子力発電所等に関する特別委員会のときの本部長の答弁が、あたかも福島第一原子力発電所の近くということで、もう大熊町だよと言われているような感じがしたものだから、だったら双葉郡内という言葉は入れないでほしいというのが直感でありましたので、ぜひ町も誘致活動を進めてください。

それでは、(2)に移ります。福島民友新聞では「富岡町、大学設置計画」との見出しではあったが、事業の主体は町立なのか、財源の裏づけはあるのか、学生及び教授の募集をするためのノウハウやマンパワーが町にあるのかを聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えを申し上げます。若干町長答弁と重複する部分がありますが、お答えを申し上げたいと思います。

最初は、富岡高等学校あのままにしておけないよねと、富岡高等学校を利活用した学びの場をつくりましょうというお題目で、町内からの若者流出防止という観点で町民有志の皆様が議論を開始されました。この議論は数年前に開始されたと伺ってございますが、正式に勉強会として始まったのは令和6年の5月からとお聞きしてございます。勉強会のメンバーとしましては、町民有志の方9名、それから大学の教授などが入ってございまして、町はオブザーバーとして参加をしてございました。町としても、町内の若者の流出防止、それから町外からの若者の呼び込みというのがとても大事な課題だと認識しておりましたので、9月に企画課において事務局を引き受けたという経過がございます。これも町長答弁と重複しますが、町は大学にこだわっているわけではございません。それは多くの案の一つにすぎないかなと、手段の一つにすぎないかなと思っていますし、大学の設置となると町単独ではほぼほぼ不可能だろうという考えでもおります。町のスタンスとしては以上のとおりでございます。

財源や教授の確保などのご質問をいただきました。まずは大学ありきでは全くないということを改めて申し上げたいなと思っております。今後様々な角度、様々な方面から検討を重ねまして、議会の皆様にもご相談をしながら丁寧に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 単独では不可能だとはっきり言い切ってもらってありがとうございます。それと大学ありきでない。大学ありきでないという答弁をもらってまたこんなことを聞くのはあれなのですけれども、高等教育設置に関する検討準備会議のメンバーに早稲田大学大学院の教授とか、あとは東京大学の名誉教授が含まれております。できれば町立にこだわっていないと、町立では単独では無理だと、そういう今答弁ありましたけれども、私は早稲田大学富岡分校でもつくってくれるのだったら、これは全然反対でも何でもありません。やってください。やってほしいです。ですから、できれば、まだ会議を続けるのであれば、早稲田大学、私立大学を持ってくるとか、国立大学を誘致す

るとか、そういうような方向に持っていけるのであれば、富岡町が事業主体にならないという条件であればそれは有効なことかなとは思いますが、その辺課長どのように考えますか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） 先ほどの繰り返しです。大学にこだわっているわけではございませんということを改めて申し上げた上で、例えばでございます。これからメンバーの皆さんと検討をまた続けていくこととなりますけれども、仮の話で大学となったときですけれども、もちろん設置よりは誘致がどちらかという現実的なのだろうなと思ってございます。いずれにしても、富岡町に合った若者の呼び込み策というのを考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） 私からも補足でコメントさせていただきたいと思えます。

まず、誘致では駄目なのかというようなお話もありましたけれども、まず課題としては先ほど企画課長が申し上げたとおり、若者に魅力があるまち、学びのフィールドとして町にとってどのような内容がいいかということこれから検討してまいります。その検討の中で、これから時間をかけて検討してまいります。その結果、教育機関が必要であり、中でも大学が必要だというような結論に町も、町民の方々も、また議会の皆様の合意も得られたとしたら誘致をするところを否定するものではないです。ただ、現在まだ全くの白紙でございます。議論はこれからスタートというところでございますので、大学ありき、また直営誘致というような少し仮定の話になるのかなと思っておりますので、明確な答弁というのは現時点では適切ではないのかなと考えてございます。

また、会議体のメンバーでございますけれども、やっぱり教育の議論をするに当たっては様々な方々の意見を伺う必要があるのかなと思っております。学校関係者であったり、これまで震災前からも、そして今も富岡町の教育を支えていただいた方、いただいている方、また震災後に移住されて学校とか教育に対していろんな知見をお持ちの方いらっしゃると思っております。町にはそういう多様な人材がいらっしゃるのかなと認識してございます。どれか1つの意見にだけ偏ってしまっただけではないというところは強く思っております。町がこういった意見を、議論を主導してやっていくとなりましたら、そのメンバーの選考というのはなるべく広く考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） この会議のスタートライン、コンセプトというのか、それは県立富岡高等学校を再利用するというでスタートしたと伺っておりますが、富岡高等学校の校舎利用も視野に検討を進める考えを示したとの記事が載っておりますが、現時点において築48年の校舎、開学を目指す5年後には築53年となる古い校舎をなぜ再利用で話のスタートライン、コンセプトに持ってきたのか、その辺を聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えを申し上げます。

富岡高等学校をはじめ郡内で休止となっている高等学校の取扱いについて、県の教育委員会における検討がなかなか進んでいないのかなと思ってございます。こういったことがあって地元の町民の有志の皆様で議論を開始して、県の教育委員会をちょっと動かしたいなという促したい気持ちがあったのではないかなと町としては受け止めてございます。町としましても、県の教育委員会に対して富高をどうするかという議論をしてくださいねということは求めていきたいなと思ってございます。加えて、町の施設であります第二桜風寮につきましては今年度において片づけ作業を行ってございまして、例えば中見てみたいのだからという人がいた場合には見ていただけるようにしておきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 富岡町の発展を考えた場合に、夜の森地区も二中跡地とか空いていますので、古い校舎だったら新しく新築を考えるなんていうことであれば、何か若い人たちを集めることで話がまとまったとなれば、できるだけ夜の森の中核になれるような施策をお願いしたいと思います。

それと、またメンバーについての質問をさせていただきます。本年9月12日、7企第155号の公文書「富岡町高等教育設置に関する検討会議について」という題目で発出されておりますが、その検討準備会議のメンバー及び事務局の選定は何を基準に行ったか。これ町民有志から正式に町にバトンタッチされているので、やはり公文書を発するときには何か基準があったと思うのですが、それを教えてください。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えを申し上げます。

今の町が事務局を担ってございます勉強会のメンバーとしましては、町民有志の皆様が始められたメンバーのままというところでございます。町民有志の皆様9人と各大学の教授というところでございます。ここについては、町も若者の流出防止と若者の呼び込みというものは問題意識として、課題としては同じと認識しておりましたので、まずは今のメンバーで議論を深めるべきではないかと判断をして今のメンバーにて検討を町で事務局担いながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 民間から町に正式移管されたのであれば、やはりメンバーも一度リセットしてそれは考え直してほしいと思います。なぜかという、公文書の会議のメンバー11名中、議員の名前が3名ありました。それで議会事務局に確認したところ、何の依頼も受けていないということであり、やはり総合開発審議会とか都市計画審議会、こういったところには議会からも出席してもらって

いるのですけれども、やはりちゃんとした公文書で依頼をいただいて、11名中3名ですから、本来であれば1人ぐらいでいいのかなと。それも政策に加担するのではなくて、オブザーバーのような形でもいいのではないかとか、私は個人的にそう考えますので、その辺は少し検討しながら、何がいいか、それで正式な文書という形を取っていただければと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えを申し上げます。

町民有志の9名の皆様の中に議会から、議員の皆様が入っていることも事実でございます。ご指摘いただきましたように、正式な人選ではないだろうというところにつきましては、町が事務局を担っている以上、その時点で正式に相談をすべきだったと思ってございます。正式ではないだろうというご質問に対しては、そのとおりですとおわびを申し上げるしかないなと思っております。反省をしているところでございます。現在のメンバーで年内にもう一度検討会議を行う予定でございます。そのときにどのような結論になるかにもよりますけれども、例えば先ほど申し上げたような大学設置ありきではないと町が思っていますけれども、そのような方向に今のメンバーの皆さんがいくのであれば町が事務局をこのまま続ける必要はないと思っております、そのときには改めてメンバーをリスタートするという考えでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） この問題は、新聞に大きな見出しで出たことから私スタートしているのですけれども、やはり最後の総括というか、この問題の。町長から答弁もらいたいのですけれども、大学設置問題について今後の方向性を伺います。町長は発言のとおり、5年後の開学を目指して計画をこのまま推し進めるのか、または周囲の意見を真摯に聞き入れ、慎重に判断するのか、現時点での町長の考えを聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 議員のおっしゃるとおり、今現在ではかなり慎重に進めていきたいとは考えてはおります。ただ、5年というのは来年から始まる復興創生の第3期があと5年ということで、その間に何らかの形の結論がつけられればなという考えの下でありますので、ご理解いただきたいと思っております。全くこれは慎重に皆さんのご意見を聞きながら、そしてまた町がどこまでできるかということも判断しながら慎重に進めてまいりたい、もしくは途中でできないということもあるかもしれないという考え方をしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 町長の答弁で、もしかしたら難しいかなというような答弁もらいましたので、次に移ります。

県内の自治体では、人口減少や厳しい財政状況を背景に維持管理の負担が増す見込みの公共施設の存廃を検討する動きが加速しております。そこで質問いたします。3月の定例議会一般質問の答弁において、町長は必要のないもの、活用のないものについてはスクラップするが、それだけでは住民サービスが行えない状況になればビルドも考える。いずれにしても、財政等にらみながら慎重に進めたいと発言されておりますが、今現在廃止またはサービスの縮小を検討している施設はありますか。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） お答えいたします。

先ほどの質問は今年の3月定例会ということでのご質問でございましたけれども、それ以降施設の運営について何か新たな見直しをするというような形での方向性が既に決まっているという部分については現時点ではございませんが、これまで縮小や廃止をしたいろいろなものについては、過去の答弁の中において建物ということであれば、町有の診療所だったものが民間に移行したとか、そういったものの移行はございますけれども、あとはソフト事業等または物品のもので、公用車の台数を減らすようなそういった縮小案は実施してまいりましたけれども、今大きなもので建物をスクラップしていくというような考え方で今現時点で発言するような内容は持ってございません。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 一つの例を少しお話しさせていただきます。大原本店旧店舗改修工事、総工費8,400万円。竣工、令和2年3月。工事の目的は、町の文化財として指定し、後世に建物を継承するほか地域商店街の活性化につなげる目的でありましたが、来訪者は少なく、現在はシルバー人材センターが業務スペースとして使用し、建物の管理を行っております。

そこで、町に提案いたします。建物を有効活用するために、目的外使用となりますが、町内で暮らす方々の集会、自治会や集会所を解体した行政区の方々が自由に使えるサロンのような場所にすべきと思いますが、町の考えを聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ご質問ありがとうございます。大原本店旧店舗につきましては、これまでも議会からいろいろと利活用についてご質問いただいているところであります。現在少しでも足を運んでいただきたいということで、毎年行っているサマースクールなどで子供たちに見ていただいたり、あとはアーカイブ・ミュージアムでの事業において見学会を実施するなどの事業を実施しております。これまで町内で活動しております団体からも定期的にお茶会などをやってみたいなどというような相談もありますので、現在議員からご提案いただいたように、定期的に町民の方が集まる場所ということがございますので、関係課、あと周辺の住民の方の意見なんかも聞きながら、実施していくことは可能と考えておりますので、前向きにそういったことも検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 子供さん集まったり、お茶会やったり、現在使われていると。それは日程をうまく調整しながら、やはりいわき地区の自治会の方とか、あと集会所を解体、更地にしてしまった行政区とか、いろいろ学びの森借りて総会やるとか工夫してやっていますけれども、そういった中で例えば旧大原本店跡地というか、そういったものも行事が重ならないように調整してもらえるのであれば前向きに検討をしてください。お願いします。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ありがとうございます。活用につきましては、まだまだ町民の方があそこを使えるというような認識が薄いというようなところも感じておりますので、しっかりとPRをして、気軽に足を運んでいただけるような対策を取っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） それでは、次3番、(1)に移ります。

事業者は県の出先機関及び富岡町の都市整備課、企画課、産業振興課、生活環境課を訪れ、設置計画の説明をして地元説明会について対象範囲の指示を受けていますが、富岡町はこの事業に対する許認可の権限はあるのでしょうか。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

許認可につきましては、中間処理施設、それから発電事業、いずれにつきましても県が許認可の権者になるということでございます。町の関わりとしましては、県から事業に対する意見書を求められたり、あるいは事業についての縦覧、告示などをするような依頼が来るところでありまして、あくまで許可は県ということになります。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 首都圏からの産業廃棄物である廃プラスチックを燃焼させる発電には、地元住民の理解を得るのは難しいのではないかと考えます。町は、木質バイオ発電事業と廃プラスチック発電事業を分けた形での指導をすることはできないのかどうか。また、この事業が蛇谷須地区へ進出することによる町のメリットはあるのでしょうか。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） 産廃と発電の別という考え方ですが、私どももそのように考えております。生活環境課におきましては、産廃の中間処理についてのやり取りを行っていきたくと。それから、発電につきましては再エネ関係となりますので、企画課が主な窓口になると考えておるところでございます。

廃プラの首都圏からの持込みというところでございますけれども、そちらにつきましては事業許可

権者であります県からの指導が既にございまして、県外からの廃プラスチックの持込みについては全事業の20%以内になさいというようなところでございまして、その点からもおおむね首都圏ばかりではないというところで、富岡町が一手に負担を負うというようなことではないとは考えられるところでございます。

それから、町へのメリットというところでございましたが、まずは事業者から伺っておりますのは、事業創業の暁には地元での雇用というものを考えていらっしゃるということでございます。そのほかにも事業運営に当たって必要な資材ですとか、そういったものは町商工会などを通じて購入したりというような、町の事業者を使っての軽微な修繕などもございますでしょうし、そういったものを含めますと大体年間2億円から4億円ぐらいは町の事業者への事業をお願いするということになるのではという推測も伺っているところでございます。また、これは将来的なところになるかと思えますけれども、木材を町で植林して、これも早く育つ早生材というものになるのですけれども、そういったもので木材資源を地元で調達し、経済の再生、活性化につなげたいなどの話も伺っております。また、さらには廃熱がございまして、そちらを町あるいは町を介して第三者と新たな事業展開ができるのではないかとというようなところまでは伺ってございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 事業者の説明資料によりますと、富岡町役場及び大菅行政区のご指導をいただき、地元説明会のほか戸別訪問にて同意を得る努力をするとあります。大菅行政区だけが対象でよろしいのでしょうか。高津戸行政区及び隣の大熊町の影響は考えられませんか。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） これも特別な決まりというものはないのですけれども、常識的な範囲でまずは地元行政区の大菅行政区、それから目安といいますと300メートル、500メートルというような数値が出てくるところではございますが、500メートルに拡大してもなかなか高津戸行政区の居住部分といいますか、山林まではかかるかなぐらいの距離感でございます。一方、また北、大熊町におきましても町境若干越えるかなぐらいのところではあるという位置、環境にはございます。ただ、そういった環境においても、大熊町はじめ高津戸行政区にもその事業、こういう事業がありますよというようなお声がけは必要かなとも思われますし、事業者もお話する予定はあるというようなことでございますので、そういった点は十分配慮いただけるものかと考えております。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 数名の蛇谷須地区町民の方に話を伺いました。そうしたときに、木質バイオマス発電の説明はありましたが、廃プラスチック発電の説明はなかったという話もありますので、やはり担当課としてはその辺は公平、公正に正しく説明しているかどうか、こういったことをご指導願いたいと思います。答弁は結構ですから。

あと、今回の一般質問に当たっていろんな所管の課に私資料のお願いしました。快く提出していた

だきまして一般質問やることでできましたので、感謝申し上げます。ありがとうございます。

これをもちまして私の一般質問を終了いたします。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君の一般質問を以上で終わります。

10時55分まで休議いたします。

休 議 （午前10時42分）

---

再 開 （午前10時55分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

続いて、6番、高野匠美君の登壇を許します。

6番、高野匠美君。

〔6番（高野匠美君）登壇〕

○6番（高野匠美君） ただいま議長より発言の許可を受けましたので、一般質問に入らせていただきます。

富岡町において、緊急医療センターが果たす役割は計り知れません。住民の皆様にとって万が一の際に適切な医療が受けられるという安心感は、日々の生活の質を大きく左右するものです。富岡町は、避難指示解除後の新しい環境の中で、住民の年齢構成や生活様式も変化してきております。高齢化の進行や子育て世代の増加といった地域特有のニーズにきめ細かく対応できる医療体制が求められていると思います。現在の医療環境を維持し、富岡町のさらなる発展を考えたとき、医療体制の安定と充実が私たちの町づくりにおいて最優先で取り組むべき喫緊の課題であると考えます。そこで、通告書に沿って質問させていただきます。

1、ふたば医療センター附属病院の運営継続性について。（1）、24時間365日体制の緊急医療提供体制は継続的に維持されるのかについて、町は今後の見通しをどの程度把握されているのか伺いたい。

（2）、運営に必要な財源確保の現状と将来的な計画についてどのような取組がされているのか、町が把握している範囲で伺いたい。

2、その他の医療機関の現状と将来について。（1）、現在町内で稼働している「とみおか診療所」を含む医療機関の運営状況と、今後の継続に向けた課題をどのように捉えているのか伺いたい。

（2）、これらの医療機関が地域医療において果たしている役割を維持・強化するための町としての支援策や連携体制について伺います。

3番、住民の医療ニーズへの対応と医療環境整備について。（1）、高齢化や帰還者の増加に伴う医療ニーズの変化に対し、富岡町の医療提供体制はどのように対応していくのか伺いたい。

（2）、高度な専門医療や通院が困難な住民への在宅医療・訪問看護など、地域住民が安心して医療を受けられる環境を計画的に整備するための町の取組について伺いたい。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君の一般質問について町長の答弁を求めます。  
町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 6番、高野匠美議員の一般質問にお答えいたします。

1、ふたば医療センター附属病院の運営継続性について。（1）、24時間365日体制の緊急医療提供体制は継続的に維持されるのかについて、町は今後の見通しをどの程度把握されているか伺いたいと、（2）、運営に必要な財源確保の現状と将来的な計画についてどのような取組がなされているのか、町が把握している範囲で伺いたいについては関連がありますので、一括してお答えいたします。ふたば医療センター附属病院については、平成27年、国や県、本町を含む双葉郡8町村等により構成された双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会により議論が開始され、翌年9月に県が大熊町で病院を再開するまでの間、二次救急医療をはじめとする双葉郡に必要な医療を確保するとして同検討会からの中間報告等を踏まえ、平成30年4月に開院されたものです。議員のご質問に関する県の考え方について町として把握している内容としては、双葉地域における中核的病院整備基本計画において、ふたば医療センター附属病院及び檜葉町のふたば復興診療所については、令和11年度以降大熊町に開設される中核的病院の開院に合わせての統合及び廃止について検討を進めること、中核的病院の開院までの間は現行の医療提供体制を継続する考えであること、また必要な財源確保については毎年国と協議し、運営に係る所要額を確保していくというものであります。

次に、2、その他の医療機関の現状と将来について。（1）、現在町内で稼働している「とみおか診療所」を含む医療機関の運営状況と、今後の継続に向けた課題をどのように捉えているのか伺いたいと、（2）、これらの医療機関が地域医療において果たしている役割を維持・強化するための町としての支援策や連携体制について伺いたいについても関連がありますので、一括してお答えいたします。町内の医療機関では、富岡町をはじめ双葉郡内に居住している住民に対し、良好な医療を提供しているところですが、厳しい運営を強いられている状況であることから、人件費等を対象経費とする県の地域医療復興事業補助金を受給しながら事業を継続していると伺っております。町といたしましては、医療従事者の確保と定着を目的とした支援金交付事業及び町内において医療機関等を開業、再開、継承する事業者に対し支援金を交付する事業を今年度から開始するなど、医療機関における経営状況の改善を支援しております。加えて町内医療機関の運営に資する面からも、町内居住人口の着実な増加は欠かせないものであると認識しております。引き続き第三次富岡町災害復興計画で重点政策に掲げた帰還と移住の促進、交流・関係人口の拡大に関する事業を積極的に推進してまいります。また、町では町内医療提供体制に関して双葉郡医師会や町内医療機関から伺った様々なご意見やご助言を基に整理した課題や町内医療機関の現状を共有するため、県関係部局との定期的な協議の場を設けております。引き続きこれらの関係機関と連携を強化しながら町内の医療提供体制の維持、向上に努めてまいります。

次に、3、住民の医療ニーズへの対応と医療環境整備について。(1)、高齢化や帰還者の増加に伴う医療ニーズの変化に対し、富岡町の医療提供体制はどのように対応していくのか伺いたいと、(2)、高度な専門医療や通院が困難な住民への在宅医療・訪問看護など、地域住民が安心して医療を受けられる環境を計画的に整備するための町の取組について伺いたいについても関連がありますので、一括してお答えいたします。本町においては町民の皆様が安心して暮らせるよう医療提供体制の維持に努めておりますが、世帯人数の減少や核家族化、年齢構成の変化など町を取り巻く医療環境に変化が生じていると認識しております。町といたしましては、子育て世帯の町民が抱えている医療的な不安に対応するため、オンライン医療相談事業や小児科オンライン診療事業を開始するとともに、町内医療機関への訪問により医師のご意見をいただきながら幅広い医療ニーズに可能な限り対応できるよう努めているところであります。高度な専門医療につきましては、二次救急医療機関であるふたば医療センター附属病院から三次救急医療機関に移送され、適切な治療が講じられておりますが、回復後に継続的な治療を要する場合においてもふたば医療センター附属病院で治療できる体制が整っております。なお、今後整備される中核的病院においても同様の対応が講じられると伺っております。高齢者や障がい者等に対する在宅医療や訪問看護につきましては、町内のみならず近隣自治体の医療機関や事業者と連携し、町内で安心して生活が送れるよう努めております。また、健康診断等により病気のリスクが高い町民に対しては、町保健師や管理栄養士による訪問指導に加え、個々の状況に応じた支援を提供するなど関係機関等と連携しながら町民が健康的な生活を送れるよう支援しております。このように町民の医療ニーズやそれに対応する医療分野は多様かつ広範囲にわたり、町単独で対応することは困難であることから、町民が安心して医療を受けられる環境の整備について、広域的な視点も加味しながら関係機関と連携の上、協議、検討を続けてまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。東日本大震災と原子力災害後、富岡町に開設されたふたば医療センターは、医療空白を埋め、24時間365日体制で二次救急医療を中心に町民の命と健康を支える上で不可欠な存在であると思います。軽症患者の約8割、中等症患者の約5割弱を受け入れているという実績は、この医療センターが地域にどれほど必要とされているかを物語っていると思います。ただ、その一方で、大熊町で県立大野病院の後継として将来的に20を超える診療科と最大250床を持つ中核的病院が整備される計画が進められております。この新しい病院が双葉郡全体の医療体制を強化するという事は理解できておりますが、町民の皆様からはふたば医療センターは閉院してしまうのではないかと、富岡町から医療施設がなくなってしまうのではないかとという切実な不安の声が私のところにも寄せられております。

そこでお聞きします。新しい県立中核的病院が開業する2029年以降を見据え、ふたば医療センター

が富岡町においてどのような具体的な、かつ継続的な医療機能と役割を担っていくことを町は想定しておられますか。特にふたば医療センターが現在提供している24時間365日体制の救急医療は、新しい病院との間でどのように連携し、あるいは明確なすみ分けを行うことで富岡町民がこれまでと同等あるいはそれ以上の安心を享受できる体制を担保にしていってお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） お答えいたします。

中核的病院の開院当初の入院対応は、議員おっしゃったとおり、最大で250床、20の診療科を予定しております。この詳細をまず申し上げさせていただきたいと思っております。中核的病院の開院当初の入院対応は内科、外科、整形外科を想定し、入院ベッド数100床前後を用意し、最終的には最大で250床前後を整備する想定となっております。また、地域に根差した医療提供を行うため、最終的には20の診療科設置を想定としておまして、この内訳としましては、まず内科として循環器、消化器、糖尿病、呼吸器の4つの診療科をはじめ、総合診療科、外科、整形外科、脳神経外科、救急科、眼科、泌尿器科、皮膚科、耳鼻咽喉科、産婦人科、小児科、精神科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科、人工透析となっております。症状が急に現れる急性期の患者等々について、まずこの中核的病院では患者の診療体制を充実させる一方、高度専門的な医療が必要とされる場合には三次救急医療機関である県立医大をはじめ、浜通りや中通りの専門医療機関などと連携するとしております。また、危機状態を脱して症状が安定に向かう回復期では、連携先の医療機関から患者を受け入れ、治療を継続しながら自宅での生活を送れるようリハビリテーションを行うとされ、地域包括センター、介護施設などと連携して退院後の自宅生活を見据えた支援も行うとされております。

町といたしましては、双葉郡内の医療機関に不足している診療科が新設され、町内の診療所からの紹介によりいわき市や南相馬市など遠くの医療機関へ通う必要がなくなることや中核的病院の開院により双葉郡内の医療機関でほとんどの治療が完結できるようになるなどの利点、さらに24時間365日の救急医療体制が引き継がれることも踏まえ、双葉郡内における医療提供体制が強化されるものと考えております。

以上になります。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 答弁ありがとうございます。いろんな病院と連携をするというのも分かりませんが、抽象的な答弁ではなくて、本当に基本的な医療機能の維持・強化策は町としては再編について計画というか、ロードマップの協議とかしているのかどうなのか、しているのであればその進捗状況というのも知りたいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） 次の質問等々とも絡んでしまうのかなと思うのですが、よろしいでしょうか。町内医療機関の支援または強化関係ですね。

お答えいたします。町内の医療機関へ運営状況につきましてお伺いしたところ、先ほどの町長答弁と重複してしまいますが、医療従事者の確保にご苦労されていることや受診される患者数については被災前に比べ5割に満たない状況のため、複数の医療機関において県の補助金を受給しながら事業を継続していると回答をいただいております。このことから、町としまして医療機関に対して直接の補助金等を交付してしまいますと実は県の補助金から事業収入とみなされることで減額されてしまいます。そういったところで直接的な支援が実はできないというような状況もございます。そのような状況を踏まえまして、先生方といろいろと話をした中で町として検討を進めさせていただいたのが、まず富岡町医療従事者等人材確保支援基金事業及び富岡町医療機関開業等支援金事業、こちらを今年度より開始しまして、医療機関に対して側面からでございますが、支えるということを行っております。この支援金事業により……

○議長（堀本典明君） ご答弁されているのですが、お待ちください。質問内容とかみ合っていないですね。1番の質問で今医療センターの今後についてということをお尋ねですね。それを違う答えにまで行ってしまっているのです。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） ええ。もう一度質問されますか、全然違うところ答弁されているので。すみません。

6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。私の質問の仕方も悪かったようなので、順を追ってもう一度言います。

確かに町も町民の思い、不安をちゃんと受け止めて解決しようと努力していることは理解いたします。しかしながら、町の施策はまだ協議中の部分が多く、また検討するというお答えも示されております。やっぱり一番は、具体的な情報を町民は求めていると思うのです。その将来の漠然とした不安感が残念ながらまだまだ残っていると思うのですよね、町民の中では。

そこで質問したいのですけれども、町民の皆様が今後の富岡町の利用体制について、単に知らされたという受動的な立場ではなく、安心して明確な状態にするために町はどのような情報発信と対話の質と頻度を目指しておりますか。具体的には、町民説明会を開くとか、一方的な説明にならず、町民からの質疑応答や意見交換に十分な時間を取っていただき、もしくは小規模な地区懇談会を開催するなどきめ細やかな対話の機会を設けたり、町として町民の不安がどの程度解消されたかをはかる具体的な指標やアンケート調査などの取組を通じて情報発信の効果を検証、改善していくお考えはありますか。よろしく申し上げます。

○議長（堀本典明君） 今の一般質問、1つ目のふたば医療センター附属病院の件についてのご質問なので、ほかのところに行かれないように。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） ふたば医療センターにつきましては、議員ご承知のとおり、震災後、原発事故後の失われた医療機関、特に二次医療を再構築するために、平成30年4月に開院されたものでございます。この点について、今後その中核的病院の開院に伴っての統合または廃止というようなものが県より出されております。その点について、町民の方が不安を抱えていらっしゃるのかなと思っております。

今、議員より提案されました対話またはそういった対話をする頻度等についてでございますが、まずは毎年開催しております町政懇談会、そういった席でできれば町民からそういったお声を頂戴できればよろしいかなと思っております。また、当課単独での懇談会とか、そういったものを開催することは現在難しいところでございまして、また町民への説明会とかそういったものなかなかできないかなと思っております。なお、今後町全体で協議しながら、何かそういった機会があれば町民の方からご意見いただけるような場も設けたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） 私からも補足で答弁させていただきます。

まず、先ほどの健康づくり課長の答弁、また町長答弁のとおり、現状の町内の医療提供体制は新たな中核的病院の設置までは継続できるということをお願いいたします。まずはそういった状況のことをしっかりと町の広報をしていくということがまず1つかなと思っております。なので、先ほどの町政懇談会を使いながらということでももちろんそうですし、町民の方のどのようなお声をお持ちかということ、町民の方々からそういった懇談会でお話を伺うことも加えて、医療機関からももちろんお話を伺うこと大事だと思っております。なので、町内に幾つかの診療科ございますけれども、そちらと膝を突き詰めて、職員がお邪魔して現状町内の医療提供体制どう見えていますか、患者さんどういうニーズをお持ちですか、どういう症状でよく来られますかということ、しっかりとまずお話を伺うと。そういったところで町民の声もしっかりと把握していきたいと考えてございます。

一方で、今度令和11年度以降にできる中核的病院が大熊町にできてからも、町のいわゆるかかりつけ医、一次医療、そういった体制が必要なことというのは変わらないです。むしろその必要性というのはこれからどんどん増してくると思っております。町としては、町内にお住まいの皆様、また帰還とか移住を希望される、検討されている皆様が安心して町内に暮らしていただけるように、少なくとも現状の町内の医療提供体制の維持はしっかりとしていくということが必要であると、しっかりとそこは重く受け止めてございます。そのために町としては努力を惜しみませんし、皆さんにはぜひ安心して富岡町にお住まいいただけるような環境整備しっかりと整えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 答弁ありがとうございました。何か進んでお答えなさっていたと思うのです

けれども、私シンプルに今2029年に新たな病院ができるまでの間の町民の不安というのは、一番は医療自体が少なくなるのではないかと。その辺の、その期間の間のきちんとした詳細を町民にどう伝えるのかということ私は聞きたかったのです。再度お願いします。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） お答え申し上げます。

現在におきましては、その中核的病院の開院までの間の期間におけるそのビジョンというか、町民へのお知らせする機会について、まだ検討されていないという状況でございます。今後できれば議員のご指摘を受け、何とか町民から意見等をいただけるような機会を設けていきたいと考えておりますので、申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 本当にシンプルなことを私聞いているのです。だから、逆に私から言いますけれども、情報というのはウェブサイトや広報紙というのも情報提供かと思います。でも、なかなか高齢の方は、そういう情報のアクセスが難しい方の配慮というのもやっぱり町としては欠かせないことですよね。それに対して私は質問したかったのですけれども、その情報弱者の方々へ医療に関する重要な情報を確実に届けるために、本当に具体的なサポート体制とかアウトリーチ活動、個人訪問、個人電話、そういう取組を町は検討しているのかなって、それが一番に聞きたいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） 町からの情報発信という観点でございました。大変申し訳ございません。

まず、その中核的病院の開院までの間につきましては、今现阶段でその廃止等の案内をするというのは、町民に対して乱暴かなと考えているところでございます。まだ4年あるという中で、現在考えていることにつきましては、まずは当町で行っております総合健診、そういった場での情報発信であったり、その後、健診後の例えば説明会であったり、あとは確かに町内、健康に関しての訪問活動等々も行っておりますので、そういった際での情報発信等を考えておまして、なおこの発信に関してはやはりこれ県の事業での病院設立でございますから、県の担当部局と連携しながら適切な時期に情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） さっきから何度も言うのですけれども、2029年まであと何年ですか。私は、その間にきちんとした医療体制のことを、町民には包み隠さずちゃんと言っていけないと駄目だと思うのです。それをどのように町はやるのかって。または、本当だったら巡回相談とか医療相談窓口を設けて来てもらったり、町民の声というのが一番大事なのです。自分たちがこう思っているからこうやれでは町は成り立たないと私は思います。町民あっての町なので、町民の声をしっかりと受け止め

て、それに伴ってこれから、あと5年もないです。その間医療体制も、これは町長に頼みたいのですが、確かに大熊町の中核的病院は双葉郡全体が期待している病院だと思います。でも、1町だけでは何もできないと思うのです。今だからこそ町長に先頭に立っていただいて、お互いの町で協力し合うところはしてもらって、それでこういうことを町民が望んでいるのだということはどんどん、どんどん意見を出してもらって、いい病院を私はつくってほしいと思っているのです。町民の意見というのは私は本当に大事だと思いますので、その辺はきちんと考えていただきたいと思いますので、ご期待していますので、時間がないので、次の質問に入ります。

次は、財源確保についてお聞きしたい。国や県からの補助金の確保状況について、具体的な金額や今後の見込みがあれば教えてください。また、新たな収益源の確保や効果的な運営方法など具体的にどんな内容を検討されているのか、これらが町の財政にどのような影響をもたらすのか、具体的なシミュレーションがあればお聞かせください。もちろん医師の確保、看護師の確保とか、あと医者の方の居住の件の補助とかもあると思うのですけれども、その辺をもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（堀本典明君） 暫時休議します。

休 議 （午前11時29分）

---

再 開 （午前11時30分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） では、ふたば医療センター附属病院の運営継続は、やっぱり町民の命と健康を守る上ですごく重要な課題です。24時間365日体制の緊急医療の維持、そして安定的な財源確保に向け、様々な方策を検討し、努力されているとは思いますが、しかしながら、医療看護師不足という全国的な課題に直面する中で、医療体制の維持・強化は引き続き予断を許さない状況にあります。また、財源確保においても、国や県からの補助金に加えて自主財源の確保や他機関との連携が極めて重要になるでしょう。町民の皆さんは、日々の生活の中で安心して医療が受けられる環境を強く望んでおります。今後町民の皆様へのちゃんと丁寧な情報公開と積極的な対話を継続していただくことを強く要望いたします。

では、次の質問に入ります。2番、(1)、(2)について共通する質問、お答えもそうだったので、1つ提案したいことがございます。富岡町の皆様が安心して暮らせる医療環境をどう守り、育てるか、これは喫緊の課題であると認識しております。高齢化が進み、医療提供者の確保が難しくなる中で、医療機関の皆様には日々ご尽力をいただいております。このような現状に対して、私は富岡町の医療を未来へつなぐための一つの答えとして、デジタルヘルスケアの積極的な導入を提案いたします。これは、単なる医療のIT化ではありません。スマートフォンやインターネットを活用し、私たちの健康をもっと身近に、もっと賢く守るための仕組みです。まるでいつでもどこでも自分の健康

を支えてくれるパーソナルドクターがいるような、そんな未来を富岡町に実現したいと思います。町としてはどうお考えですか。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） お答えいたします。

まず、議員のご提案、大変ありがたいご提案だと思っております。まず、デジタルヘルスケア、スマートフォンであったり、パソコンを活用しての件になるのかなと思っております。ただ、町内に帰還された方がご高齢になられているという現状もございますので、やはりこのデジタルヘルスケアについては環境的にはパソコンを活用できる方もしくはスマートフォンを通常に活用できる方が対象になってくるものと思っております。そういったことを踏まえまして、先ほどすみません、答弁の中でその様々な支援事業のことを報告させていただいたのですけれども、そういったものを活用しながら、さらに若い世代、またご高齢の方についてはやはり引き続き町内の医療提供体制を継続していくためのどのような支援ができるか、そういったものは引き続き医療機関等と双葉医師会等も相談しながら、またやはり当町だけで簡単に進めることが難しい可能性もございますので、近隣町村との協議の中でいろいろと検討してまいりたいと思います。さらに、いわゆる比較的若い世代の方に対するアプローチ、そういったものも検討してまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 確かにご指摘のあるような課題はもっともっとあるとは思いますが、しかし、それらの課題を解決していくことこそが富岡町が未来に進む上での重要な一歩となるのではないかと私は思います。いきなり導入といっても、課題の明確化と優先順位づけもあるとは思いますが、まず、富岡町が特に解決したい課題を明確にし、そこに最も効果的なデジタルヘルスケアのソリューションを特定することから私は始めるべきだと思います。幸いとみおか診療所においては、既にクラウド型電子カルテを活用されております。先日それに対して先生とお話はしておりますが、町からまだそういうお話は来ていないということなので、ぜひ私は先生とお話ししていただきたいと思います。このデジタル基盤を最大限に生かして、ほかの医療機関や地域住民との連携を強化することが私は重要だと思っております。そして、この分野の専門家や先進的な取組を行う企業との連携も不可欠です。

それに対してお聞きしたいのですけれども、そうした一番は、経済産業省も自治体とそのベンチャー企業との連携を推奨しているし、支援もなさっているのだから、そういうことをやっぱり積極的に町は活用していくべきだと思うのですけれども、再度どのように思いますでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） 改めてのご提案ありがとうございます。現在、そのベンチャー関係でございますけれども、そういった問合せ等々はまだ少ないような状況。メール等でいろいろPR等々が入ってきているというのも事実なのですが、あと現在の町においてどのような支援等々を行っ

ていけばよいのかというのはまだなかなか難しいところもございますので、ご提案いただいたその内容も含めまして、今後仮に事業を進めるとなれば予算の関係も出てまいります。どれぐらいの予算規模になっていくのかとか、そういったものもさらに研究していかなければいけないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） 私からも補足させていただきますと、まず今ほどのご提案ありがとうございます。一つ一つの町内の医療機関がございますが、皆様でそういったものを導入して町と連携して何かをしていくというところの言うなれば人的、財政的な余裕があるのかというところは正直聞いてみないと分からないかなと思います。なので、まずそこの辺りのニーズを聞いてみるというところは1つあるのかなと思っております。

あと、少しずれてしまうかもしれませんが、まずは私どもは今オンラインで相談とか医療事業を今年度から始めていますけれども、そういったところでITを使うということがどの程度町民の皆様にとって身近に使われているかというところのヒアリングなんかもしっかりしながら、またあとITになかなかタッチをするのが不得手な方々、そういった方々いらっしゃると思いますので、その方が実際顔を合わせる一次医療というのが大事なのだらうと思います。なので、そういったかかりつけ医の維持、拡充というところも並行してしっかりと町として行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 確かにいろんな課題というのはまだまだあると思いますけれども、でもデジタルヘルスケアを導入する上ではそういう課題は避けて通れない問題だと私は思います。それと、重要なことだとも認識しております。富岡町の医療が抱える課題に対してデジタルヘルスケアが提供できる可能性について、少しでも皆様にご理解いただけたらという思いも私はあります。やはり高齢者の皆様が住み慣れた家で安心して医療を受けられ、子育て世代の方々が医療費や待ち時間の不安なく子供を健康に守れる町、そして誰もが病気の早期発見、予防に努め、生き生きと生活できる町となるように私は心から願っておりますので、ぜひお考えください。

では、大きい3番の医療環境について。今現在、医師や看護師の確保は進んでいるのでしょうか。具体的な数値目標などあればお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤一宏君） 先ほど説明しました支援金の関係のことであると受け止めております。まず、医療機関につきましては、現段階においては残念ながら問合せ等はまだ入っていない状況でございます。ただ、人材の部分について、実はとある医療機関においてお二方ほど対象となる方が出てまいりまして、なおこの補助金、人材の部分に関しては半年以上継続してお勤めしていただく、それ以降は半年の後、1年、1年半、2年、2年半というような形で支援金を申請によりお渡しする

というような制度になっておりまして、まず現段階ではやっと4か月を経過したところであるという情報は医療機関から受けておりまして、であれば年度内にお二方に支援金を支給することができるのかなということで考えておりますので、なこういった側面的な支援金事業、それを改めてまた町広報、ホームページ等を通じてお知らせしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。全国的な医師不足の中で、一般的な奨学金とか居住支援だけではなかなか富岡町を選んでくれるというのはないのかなって私も思いますけれども、例えば医師の専門性を生かせるような特定の診療科に特化した研究制度の導入、地域医療に貢献した医師に対する評価制度の創設など、富岡町ならではのインセンティブについて具体的な検討状況があれば教えていただきたいと思います。それと、目標達成のため、外部の専門機関や人材紹介会社との連携とかは考えておられますか。その辺お願いします。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） ただいまご提案のありました研究制度の導入や評価制度関係でございますが、今年度に関しましてはまず人材確保関係、あとは医療の支援とか、あとはまたオンライン診療、またオンライン相談事業を開始したばかりということもございまして、ここからまたさらにというのは、今年度に関しては申し訳ございませんが、予算の関係もございまして難しい。なお、またこの研修制度導入というのが、これというのはやはり町単独では難しくなってくるのかなという部分でございますので、近隣町村または医師のご意見もやはり大切だと思っておりますので、そういったご意見をいただきながら、さらに近隣町村とも一緒に共同でできるかどうか、そういったものも検討しながら進めてまいりたいなと考えております。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。なかなか厳しくて、また長期戦になりそうな気がしますけれども、一旦ここでその質問は終わりにしまして、次に訪問介護、そっち聞きたいのですけれども、富岡町では今、社会福祉協議会と民間事業者が訪問介護のサービスを提供されておりますね。それぞれの事業所が現在どれくらいの利用者ニーズに応えられているのか、具体的な利用状況と提供されているサービス内容を加えてお聞かせください。また、その両事業所の中で、より質の高いサービスを提供するための連携というのはどのように図られているのか、お聞きします。

○議長（堀本典明君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） 議員今、訪問介護とおっしゃられていましたけれども、質問の中では訪問看護という名前でしたので、まず訪問看護から、医療面における訪問看護、そこら辺からまず回答させていただきたいと思います。

まず、ご質問の中で訪問診療というお話もございました。この訪問診療につきましては、患者や家

族の求めに応じて主治医が往診をされているという情報は医療機関から受けております。また、訪問看護につきましても、医療と介護、先ほど言いましたように両面がありますので、まず医療の部分で回答しますが、訪問看護事業者へ主治医より指示書を発行することによりまして、事業者において在宅における医療的ケアや生活支援が適切に行われていると医療機関から話を伺っているところで、さらに実は現在ふたば医療センター附属病院においては退院後の訪問リハビリというものも行われておりまして、在宅における運動機能の維持や向上に努めていると伺っているところでございます。

なお、すみません。これは医療機関からの話でございますが、件数等については控えていただきたいということも言われておりますので、件数については、申し訳ございませんが、お話しすることができないということをご理解いただければと思います。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。富岡町には、24時間365日訪問看護なさっているはま福TOMIOKAがありますよね。今、利用状況を確認しましたら、はま福はいろんな町をやっているのですけれども、富岡町ではたった1人なのです。これは、とっってももったいないことだと、私は思うのです。特別養護老人ホームをお待ちになっている方というのは介護度が高いはずです。そういう人たちがいるにもかかわらず、どうしてそういう人たちが利用していただけないのか。何かおかしいのです。私はこの24時間365日体制のはま福の今後の在り方というのは、とても町には重要だと思うのです。それに関してまずは町として医療看護計画について、はま福とのサービスの提供とか富岡町全体の医療介護提供体制とか、そういうのを私は一番にはま福と話し合っていたいただきたいと思うのです。富岡町の中のすばらしいお話を聞けますよ。そういう事業者が一番先に医療体制が整っていないときから手を挙げていただいて、なぜそれを富岡町は利用しないのでしょうか。ケアマネジャーの関係もあると思いますが、私訪問看護の場合は時間で定められていて、食事介護だったら食事を作って置いていだけ。介護度4、5の人に食事を置いていったってできないのですよ、自分で。それをできるのが訪問看護なのです。お薬の果てまで出してくださるのです。ちゃんとしてくれるのです。だから、そういう人たちが、老人の方がいるのですよ、まだ。これから増えると思うのです。医療自体が少なくなっていくのであれば、私はそういうところをきちんと利用すべきだと思いますが、町は今どのようにお考えになっているか、再度お聞きします。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） ただいまの質問にお答えいたします。

今現在、はま福の町内での利用者は、先ほど議員がおっしゃったとおり1名という形になって、あと近隣町村のそういうことで利用している方が複数いらっしゃるというような状況でございます。町としても、こういった事業所を何か支援していきたいというような考えもありますので、当該事業所が町も含めて関係機関等提供の情報交換等も行っておりますので、そういった機会を利用して周知徹底、あるいは今現在も介護保険のパンフレットにはその事業所の、町内の事業者という形で掲載等は

行っておるところでございます。なので、こういった事業所があるということをもっとPRしていきたいなと考えております。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 町としてはそういう答弁になるかなとは思いましたが、私一番感じるのは、町は本当に町民のこと見ているのかなって。いろんなところ歩いています、まして訪問看護、福祉でも歩いていますって言うけれども、どこを見ているのだろうって時々思います。日々高齢者は変わっています。子供だって成長していますよ、いっぱい。そういうあれがありますけれども、もうちょっと町は足しげく町民の声を私は聞いてほしいなってつくづく思います。

時間がなくなってしまったので、どうしても聞きたいことが1つあるのです。2029年に開院を予定している県立中核的病院へのアクセスの課題の解決についてお伺いします。この中核的病院は町にとっては大切なものだというのは分かりますが、一方では隣町までどうやって行こうというお年寄りもいらっしゃいます。交通弱者ですね。それで、タクシーで行っても往復1万円近くかかりますよって、年金暮らしでは生活していけないわって、そういうお声ももう出ているところがございます。やっぱり今デマンドタクシーとかそういうのを利用してありますが、デマンドタクシーは町内だけです。そろそろ隣町と自分の町と、ここは檜葉町だったら富岡町も通って大熊町に行きます。広野町だってそうです。そうなればお互い助け合っていくべきだと私は思うのですけれども、それに対して今そういう中核的病院の会議とか何かって町長同士であるのだからどうか分かりませんが、そういう会議があったときぜひ私は山本町長に率先してそういう課題を出していただいて、先頭を切ってやっていただきたいと思っておりますので、町長、最後答弁お願いします。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 重い質問かなと思いつつ、実際のところ今中核拠点の病院に関しての町村会なりなんなりでの会議とかというのは持っていないのです。ただ、県からの説明は受けております。そういうことだけですので、あらゆる機会に今議員から言われたようなこと、これを参考にしながら、できるだけ連携を図りながら各町村、例えば川内村とか葛尾村とか向こうもありますので、どういった方法がいいのか、これはみんなと共有しながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。ぜひ町長にも頑張ってくださいと思います。時間はあっという間に過ぎます。私たちも15年ですよ、来年で。そんなあれなのですけれども、帰ってきた町民の方が住み慣れた富岡町で生涯にわたって安心して医療を受けられる環境を整備することは、私は町の最も重要な役割の一つであると確信しております。本日お伺いした在宅医療・訪問看護の充実、そして中核的病院へのアクセス課題の解決に向けてなどについて、町がリーダーシップを発揮し、具体的な成果につながるよう計画的に取り組んでいただくことを強く期待して、私の一般質問

を終わらせていただきます。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君の一般質問を以上で終わります。

以上をもちまして一般質問を終了いたします。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時56分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第8号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 報告第8号 専決処分の報告についての内容をご説明いたします。

報告第8号別紙、専決第8号、専決処分書を御覧ください。ご報告申し上げます専決処分は、町の管理する車両が第三者の車両に与えた損害について、賠償により和解したことでございます。

本件は、令和7年6月10日午後3時5分頃、福島県田村郡三春町大字七草木山口3番の1地先の路上において、当町職員が運転する車両が前方不注意による一時停止標識の見落としにより、優先道路を走行してきた相手方車両に衝突し、相手方車両を破損させたものであります。損害賠償額は、責任割合に基づき44万4,893円で、相手方と和解が調ったことから町長の専決処分手項の指定についてで指定されていることにより、令和7年9月14日付で和解をするため、専決処分したものであります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第8号 専決処分の報告についての件を終了いたします。

次に、議案第61号 富岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての件を議題といたします。

この件については、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理

由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） それでは、議案第61号 富岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、その内容をご説明申し上げます。

児童福祉法等の一部が改正されたことに伴い、保育所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の子供を対象に、保護者の就労要件等を問わず、月一定時間まで保育所等において適切な遊びや生活の場を与えるなどの乳児等通園支援事業が創設され、令和8年度から全国の自治体で実施することとなっております。そして、この乳児等通園支援事業を自治体以外の事業者が行う場合は、内閣府令で定める基準に従って定めた市町村の条例により市町村が認可することとなることから、本条例を制定するものでございます。

条例につきましては28条立てとなっております、第1条におきましては条例の趣旨を、第2条では条例における用語の定義を定めております。

次ページをお開きください。第3条におきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものと定めております。

第4条におきましては、乳児等通園支援事業者がこの基準を超えて設備及び運営を向上するなどの努力義務を定めております。

第5条におきましては、法の趣旨を達成するために行わなければならない乳児等通園支援事業者の一般原則を6号立てて定めております。

第6条におきましては、非常災害に対する消火用具等の設備と避難訓練などの義務づけを定めており、次ページをお開きください。第7条におきましては、乳児等通園支援事業者における安全計画の策定等を義務づけております。

第8条におきましては、乳児等通園支援事業者が自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認の義務づけを定めております。

次ページをお開きください。第9条におきましては、乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者などとする職員の一般的条件を定めております。

第10条におきましては、職員は自己研さんに励み、知能と技能の習得など職員の知識及び技能の向

上等の努力義務を定めており、第11条におきましては、ほかの社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を定めております。

第12条におきましては、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分等にかかわらず平等に取り扱う原則を、第13条におきましては、職員の虐待等の禁止を定めております。

第14条におきましては、乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるなどの衛生管理を定めており、次ページをお開きください。第15条におきましては、食事を提供する場合の設備基準を定めております。

第16条におきましては、乳児等通園支援事業所内における重要事項に関する規定の策定義務を11号立てで定めており、第17条におきましては、乳幼児等通園支援事業所に備える帳簿の整備等を定めております。

第18条におきましては、職員は業務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする秘密保持等を定めております。

第19条におきましては、乳児等通園支援事業者は、苦情対応のための窓口設置などの苦情への対応義務を定めております。

次ページをお開きください。第20条におきましては、乳児等通園支援事業を一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園使用支援事業とする区分を定めております。

第21条におきましては、第1項第1号において、乳児または満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所は乳児室または匍匐室及び便所を設けること、第5号において、2歳以上の幼児を利用させる一般型通園支援事業所には保育室または遊戯室及び便所を設けることなど、8号立てで一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準を定めております。

次ページをお開きください。第8号におきましては、2階建て以上の建物に係る要件について規定しております。

次ページをお開きください。第22条におきましては、一般型乳児等通園支援事業所における乳児等通園支援事業従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児はおおむね6人につき1人以上とすることなど、3項立てで職員の基準を定めております。

次ページをお開きください。第22条の2におきましては、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域で特例保育を行う事業者は、前2条の規定は適用しないとする基準の特例を設けております。

第23条におきましては、一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じることと定めております。

第24条におきましては、乳児等通園支援の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう一般型乳児等通園支援事業を行う者の努力義務を定めております。

第25条につきましては、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準を4号立てで定めております。

次ページをお開きください。第26条におきましては、第23条及び第24条に定めている一般型乳児等通園支援事業の規定を余裕活用型乳児等通園支援事業についても準用するものとしております。

第27条におきましては、記録作成、その他これに類するものうち書面等で行うこととされるものについて、当該書面等に代えて電磁的記録により行うことができるものとする電磁的記録について定めております。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号 富岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件についてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 議案第62号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例についての内容をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、現段階における本町の復興・再生の状況と状態を踏まえ、また事務事

業の中期的展望を見据え、今後の行政運営をより安定したものとするために総合的な窓口対応分野の組織見直しが必要であること、生活環境分野の組織見直しが必要であること、産業振興分野の組織強化が必要であること、特に移住・定住施策の展開を可能とする組織や地域間交流、観光振興、富岡町での暮らしを支援する組織の体制構築が必要であること、また複数の諸課にまたがり行われている事務事業の整理が必要であることを要点として、行政組織の見直しを行うことによるものです。

議案第62号別紙資料、新旧対照表を御覧ください。第1条において、現行の「生活環境課」を改正後において「安全対策課」とすること、「産業振興課」を改正後において「地域創生課」並びに「農林水産課」とすることにより、町長の権限に属する事務を分掌させるために置く課を現行9課から改正後10課とするものとしております。

また、第2条においては、第4号、住民課にイ 衛生に関する事項、ウ、公害の防止その他生活環境の保全に関する事項を加え、第6号、健康づくり課のエ、放射線対策に関する事項を削り、第7号、安全対策課にウ、放射線対策に関する事項及びエ、賠償に関する事項を加え、新規設置の第8号、地域創生課にア、商業、工業及び観光に関する事項、エ、移住定住に関する事項を、第9号、農林水産課にア、農業に関する事項からエ、漁港に関する事項を加え、それぞれの課の分掌事務を変更、整理するものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号 富岡町課設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、表の朗読を省略してください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） 議案第63号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例について、内容を説明いたします。

なかよし広場は、児童に健全な遊びを与えることにより、健康の増進と豊かな情操を育むことを目的に設置されております。このたびの条例改正におきましては、使用用途の変更により2か所を廃止するため、一部改正をするものです。

別紙資料3ページ、議案第63号別紙資料の新旧対照表を御覧ください。改正箇所は、別表中、現行にあります本町なかよし広場は土地地権者との賃貸借契約終了により用地を返還したため、富岡駅前なかよし広場につきましては曲田区画4号公園と近接し、用途が重複するため、行政財産から普通財産に変更し、それぞれ廃止するものです。

附則におきまして、本条例の施行日を公布の日としております。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） なかよし広場の廃止ということで、廃止は問題ないと思うのですが、地域によっては重要な広場だと思いますので、今残っている広場の現状を教えてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） それでは、お答えいたします。

現在残っている5か所のなかよし広場につきましては、遊具等は設置されておりません。それで、あと新田なかよし広場、王塚第一なかよし広場、清水集会所なかよし広場につきましては、除草等の管理をこちらでしておるところでございます。あと、小良ヶ浜第一なかよし広場、小良ヶ浜第二なかよし広場につきましては、帰還困難区域というような形がありますので、震災の当時のまんまとなっております。

現状については以上でございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 小良ヶ浜の2か所については、帰還困難区域だから手のつけようがない状況になっていると思います、今除染とかいろいろやっている状況ですから。あとの3つですか、新田、王塚、清水前、これは除草しかやっていないということは、機能は果たしていないということなのですね。今後どう考えていくのか。今現在機能を果たしていないとすれば、今後どういう計画を持っているか教えてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） お答えいたします。

今現在、公園となかよし広場だけでなく、様々な公園とか広場、都市公園とかがございます。そちらにつきましては、関係各課で今後の町内の居住等動向を見た上で広場の在り方について検討してまいりたいという考えでおります。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ぜひ地域との相談や窓口持って、必要性があるとなれば早急にやっぱりなかよし広場としての機能をつくり上げなければならないと思いますので、ぜひその辺検討を早めにしておいてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） 今後の児童の居住状況あるいは行政区とも協議しながら対応を決めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号 富岡町なかよし広場設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件についても、表の朗読を省略してください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） それでは、議案第64号 富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、その内容をご説明いたします。

この医療費の助成は、ひとり親やその子供、両親のいない子供やその養育者が病院などで診察を受けた際の自己負担分の一部を助成し、その健康と福祉の増進を図ることを目的とした制度であります。今回、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部が改正され、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正によるひとり親家庭の定義の追加、地方税法の改正に伴い、ひとり親の控除及び受給資格の登録に関する規定を改め、児童扶養手当法の改正に伴い、扶養親族等の数について条項を改めると改正されたため、今回の一部改正となったものです。

議案第64号別紙資料4ページを御覧ください。新旧対照表を御覧ください。用語の定義、第2条の表中において、ひとり親家庭の定義について、現行下段の記載にあります第8号、「父又は母が母又は父の申し立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた児童」の「第10条第1項」の後に「又は第10条の2」を追加するものです。

続いて、資料の5ページの中段を御覧ください。（助成の対象）、第3条第3項第4号の条文の中段、「児童の養育に必要な費用の支払いとして受ける金品その他の経済的な利益に係る所得」の後の「及び地方税法（昭和25年法律第226号）第34条第1項第8号に規定する控除」を削除し、同号「母のときと同様の取扱いをするものとする。」が、政令第2条の4第2項のうち「第2項」を「第2項第1号」に改めるものです。

続いて、その下段の同項第5号において、「富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（平成12年富岡町規則第14号。以下「規則」という。）第3条に規定する者」を「ひとり親家庭の親」に改め、その下段「扶養義務者で」の後の「主として規則第3条に規定する者の生計を維持する者」を「生計を同じくする者」に改め、その下段の「その者の扶養親族等の有無及び数に応じて政令第2条の4第8項」を「第7項」に改めるものです。

なお、本条例の施行日は、附則において公布の日からとしております。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号 富岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 訴えの提起についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 議案第65号 訴えの提起についての内容をご説明申し上げます。

本事件名は、富岡町心の復興事業補助金の返還等を求める事件であり、被告となるべき者の住所及び氏名は、福島県双葉郡川内村大字神川内字町分282番の6、特定非営利活動法人元気になるろう福島、代表、本田紀生氏及び福島県福島市永井川字古寺23番地の3、本田紀生氏となります。

訴訟の目的である請求の趣旨は、1つ、被告らは、町に対して補助金で交付した477万3,800円を支払うこと。2つとして、訴訟費用は被告らの負担とする。以上、2つの判決を求めるものです。

次に、請求の原因は、本件の被告となるべき者のうち法人は、富岡町心の復興事業補助金を偽り、その他不正な手段により交付を受け、他の用途に使用していることから、富岡町心の復興事業補助金交付要綱（令和4年富岡町告示第18号）第15条の規定に基づき、当該補助金額の返還を求める訴えを提起するものです。あわせて、被告となるべき者のうち法人代表者である個人は、当該補助金の不正利用を主導した者であり、町に損害を与えたことから損害賠償を求める訴えを提起するものです。

次のページを御覧ください。次に、訴訟遂行の方針として、1つ、町顧問弁護士事務所の弁護士法人湊法律事務所を訴訟代理人として定めること。2つ、町長は、和解、請求の放棄、第1審判決結果による上訴等必要な行為を行うことができることを訴訟方針とするものです。

以上の内容で、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） お金の返還だからこれ民事かなと思うのですけれども、ただだました行為、町はこの法人にだまされているので、刑事もやるべきかなと思うのですけれども、民事と刑事両方なのか、民事だけなのか、その辺の考え方を教えてください。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 議員ご質問いただきました刑事の案件につきましても、議会の同意とい

うことには該当になりませんが、刑事の案件についても訴訟を進めることで考えてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか質疑ございませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。本議案に関して基本的に私反対する立場で今質問しようとしているわけではないのですが、この件に関しても過日行われた全協で説明を受けたところです。ただ、その概要を説明受けた中で不明な点があるので、確認の意味でお聞かせください。

説明の中で、この本事案発覚に至った経緯というものが、このNPO法人から業務委託を受けていた事業者への業務委託費の未払いがあって、その事業者からの通告によってこの事案が発覚したというような説明だったと思うのですが、そこでお聞きしたいのですが、補助金受給者の申請、事業実施中のチェック、事業完了後のチェック、これはどのように現在行われているのか教えてください。

あともう一つ。この法人に関して事業委託を受けていた事業者が事業をきちっと行ったということなのですが、委員会資料の中で心の復興事業ということで8団体載っているのですが、そこに事業内容ということできちっと記載されています。ツツジの里親組織によるツツジの育成と植樹に向けたワークショップ等とあるのですが、ほかの事業委託、恐らくこの事業者だと思うのですが、受けたこれ個人名というか、交付名称出してしまっているのかな。資料を見てもらうと分かるのですが、同じ事業内容が2団体。これ補助金の交付決定はしているのですが、この2団体の事業内容について、概要は重複しているのですが、もう一度事業内容を確認させてください。分かりましたか。

○議長（堀本典明君） 住民課長。

○住民課長（篠田明拓君） まず、交付金の申請の手順、こちらまず事業計画書を出していただいて、それに基づいて内容の審査を行います。その審査につきましては、その事業が実施するに当たって妥当なものかということで審査員を役場の関連する事業を行っている5つの課の中から担当する課長補佐または係長に内容を見ていただいて、それで審査をしていただきます。その審査を行った上で問題ない、できそうだとということであれば採択という形になります。その後には交付金の概算払いを行って、あと年度が終わりましたら事業決定の報告をしていただきます。その決定の報告を受けて内容を審査します。書類の、領収書の中身の確認とか、あとは実際に事業が行われたかどうか、会報誌の発行だったり、あと今回であればツツジを実際に植えたか、そういったものを現地で確認した上で問題ないという判断をして交付決定をしております。そして、あと事業の内容についてですが、今回元気になるろう福島に関してはツツジの里親に対して里親の組織がありますので、そちらにツツジの育て方などのワークショップやそういったものを行って、あと実際に今年度の3月頃に夜ノ森駅で実際にツツジの植樹をしております。そういった活動をしました。

そして、もう一つのI c h i d o株式会社という会社、これも基本的には実際同じ内容となります。あと、そのほかにツツジの育成ということを周知するというので、ツツジの育成の里親同士の交流

会であったり、あとは夜ノ森駅に実際に植樹したツツジの管理、そういったものを行う予定であります。また、あとはツツジに関する会報誌の発行、SNSでの広報。あと、事業計画の中では、小中学校等の連携によるツツジの再生事業といったものも含まれてはいたのですが、これに関してはまだ採択されたのが11月ですので、実際具体的な動きは今のところありません。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 今の課長の説明で、結局まず1つ1番目に私がお伺いしたいのは、申請を受けて最後の入り口と出口だけ、結局その事業をしている間の進捗状況であるとか真ん中が抜け落ちているのかなという、今の答弁をお聞きすると感じました。ですので、この辺はこの補助金自体の在り方、補助、助成の在り方、町としてはその補助、助成するのは結構ですが、やはりきちっとした管理体制といいますか、チェック機能を働かせていただかないと、このような事案が増えるとか、もしくはもう一度きちっと精査しないと出てくるのではないかなということをお聞きしています。

あと、2つ目にお聞きした元気になろう福島とI c h i d o株式会社ということで課長の答弁の中にありましたが、だから私が聞いたのは事業内容が重複している法人、団体に補助金を同じように出していいものなのですかということを確認したかったのです。

あと、小中学校の事業というお話がありましたが、併せてお聞きしますが、これ11月からということなのですが、本来であれば年度初めに学校のカリキュラムとかというのはきちっと決まっていなくてはいけないのに急遽11月からということでお実施予定ですよということなのですが、その辺の対応って、何かこれを聞いていると今回の一件があったからその帳尻合わせのようにやっているのかなというように取れなくもないのですが、その辺は教育長からの答弁でも結構ですが、年度初めにきちっと今回の事業は計画として載っていたのか、その辺お聞かせください。

○議長（堀本典明君） 最初住民課長から先に。

住民課長。

○住民課長（篠田明弘君） まず、監査の方法に関しましては、今回の件を受けまして心の復興事業補助金に関しましては中間検査などを行うような、それと制度を改める予定であります。

続きまして、今回の2つの団体同じような事業があるということですが、元気になろう福島に関しては8月18日付で交付決定を取り消しております。ただ、ツツジの里親たちが残っておりますので、ツツジの事業だけは続けたいという思いが当然事業者からありました。よって、こちらI c h i d o株式会社で引き継ぐというお話がありましたので、こちらは同じような内容になってしまいますけれども、こちらに本事業の申請をしていただいて、審査の結果、採択という流れになった次第であります。

あと、小中学校の事業に関しましては、事業の申請を受け付ける段階で年度当初前もって調整をしなければやるのは難しいのではないかと話させていただきましたが、事業者からの熱い思いが

あったので、今回はこのまま載せて採択という形にはなりました。

以上です。

○議長（堀本典明君） 先こちら、教育長から答弁いただいて、まとめて最終的に副町長からの……そっちが先がいい。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） では、副町長。

○副町長（宮川大志君） 私から経緯というか、時系列も含めて改めてご説明いたします。

まず、議員ご質問の元気になるう福島とI c h i d o株式会社の内容が重複しているのではないかと話ですけれども、まず最初はこの元気になるう福島というところがこの内容、育成と植樹というところのワークショップということで交付決定をいたしまして事業を開始しました。それで、ここにもありますが、交付の取消しということをして8月18日にさせていただいたということを受けて、まず町としてはこのツツジの再生事業というのは、夜ノ森駅に震災前ツツジが多く、まさにシンボルであったと。町としても、このツツジの事業というのは非常に重要だと考えております。まさに震災前の町民の心の復興というのを担う大切な事業だと思っております。そういう意味もあって今回の元気になるう福島の事業というのを採択したつもりではおるのですが、先ほどのお話のように補助金の不正利用が発覚したということを受けまして交付の取消しをした。ただ、今ほどのとおり事業の重要性というのは町としても考えているということもありまして、改めてこの心の復興事業で同じ事業内容でやれるところがありますかという公募をいたしました。それにこの下段にあるI c h i d o株式会社が同意をいただいて申請をいただいたというところで、改めて交付の決定というのを11月1日付でさせていただいたと。今はそこが事業内容同じとして、ツツジの再生に向けて補助金を受給しながら活動しているというところが時系列の整理でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 教育長、学校のご質問もあったので。

教育長。

○教育長（武内雅之君） ご質問ありがとうございます。質問にお答えいたします。

私自身もこれまで何度かこちらの里親制度等のブースを桜まつり等で見せていただきました。また、富岡第二中学校のツツジを町民に配布するなどというような、そんな事業も聞いておりましたので、今回の事件、事案につきましては町民の思いを裏切る大変遺憾な行為であったと感じております。しかしながら、校長として3月まで4年間学校に勤めておりましたが、その間ツツジの植樹等の活動は一切ございませんでした。今年度新しい計画に入っているということではありますが、先ほど渡辺正道議員がおっしゃったように、実質学校の行事確定は前の年度の2月頃としておりますので、急遽入る行事についてはなかなか取り組むことができないのが現状であります。ですから、今年度実施の予定は全くございません。今後につきましても、本事業の趣旨または活動の様子等をしっかりと精査し

て判断していきたいと考えていますが、現在学校では町の米づくり、タマネギづくり等の学習に関わる探求活動を進めております。当面新たな活動または植樹後の管理も含めて、そうした活動を取り組むのは早急には難しいかなと考えております。今後につきましては、今回の事案を受け、議員の皆様はじめ関係各位のご指導もいただきながら、しっかりと検討して精査してまいりたいと考えております。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 副町長の答弁でよく理解しました。取消しになって、新たに同じ事業の内容の公募して見つかったので、その事業は継続できたということで、これは理解しました。資料にもそのように、よく見てみると交付取消し、決定と書いてあるので、これは私の見落としだったことをおわびします。

最後に、これもう一度確認です。住民課長の答弁で、そのI c h i d o株式会社の事業の中で小学校で11月に事業実施したというような11月という言葉出ていたはずなのですが、もう一度それを聞かせてほしいのですが、それ実施したのと、教育長の答弁、私の聞き漏らしか、聞き違いか、その辺明確に教えて。11月に実施したという話だったのですが、教育長の答弁の中では前年度の2月に次年度の小学校内の事業計画をきちっと決めてやっていくので、変更はなかなか難しいというお話でしたが、その辺何か整理できていないのですが、もう一度明確に答弁いただけますか。

○議長（堀本典明君） 住民課長。

○住民課長（篠田明拡君） 失礼しました。

まず、11月に事業の採択をいたしました。実際にまだその中身の事業は行っていないと認識しております。

○議長（堀本典明君） どうですか。納得できました。いいですよ。

〔「1回だけ」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） もう一回どうぞ。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 課長の答弁の中で11月という言葉は、この新たな事業者との契約が決定したということですね。その中に小学校の事業というのは含まれていたのですか、含まれていなかったのですか、11月に今回決定した中で。だから、それが今年から、今12月ですから、12月、1月、2月、3月の中でやるような事業はまさか入っていませんよね、では。それだけ最後に聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 住民課長。

○住民課長（篠田明拡君） あくまでも11月に、ここからは事業計画の提出を受けて採択をしたという内容になりますので、まだ活動はしていないという認識です。

○議長（堀本典明君） その中で、その採択された中で、学校に関する、学校と何かタイアップしてやる事業というのが入っていたかどうか。

○住民課長（篠田明弘君） 事業計画の中には入っておりました。

○議長（堀本典明君） 誰か答弁できますか、そっちで。

宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） 失礼しました。

まず、11月に交付決定、事業の採択ということで、I c h i d o株式会社にお問い合わせということが決まりました。その彼らが出した事業計画の中には、これから年度末にかけて学校で協力してやっていくというようなお話が書いてありましたけれども、実際にその学校で手動かしてこの事業を、ツツジを植えているというのは、まだ実施はされていないというところでございます。計画の中には入っていたと。その計画の採択をしたのが11月だったというところでございます。お分かりでしょうか。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○副町長（宮川大志君） 以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 何か質疑応答聞いていると問題の本質からずれていっているような気がするのだけれども、この元気になろう福島、これから今議論していたほうに事業が移っていったわけですよ。だから、本来はそっちは関係ないわけだ。この477万3,800円、この事業が行われて、この事業者は町から委託を受けた事業内容を全て満了したということのを全協で言いましたよね、満了していると。満了しているけれども、この事業者は工事に労働力を出してもらった人たちにお金が支払われていないと。それで町は訴訟を起こすということなのですが、これ行政と民間とかそういうのは違うのだと思うのだけれども、本来であれば事業は満了しているのですから、お金返せというのは無理なのです。本来は、ただ、行政ですから、国の補助金である以上はそういう条項も入っているのだと思うのです。事業者がお金支払わないなんていうときには、お金を町に返還しろ、国に返還しろというような条項が入っているのだと思うのですが、入っていないとすれば、これは民民の問題なので、行政は関わる問題ではないのですよねと私は思うのです。だから、その辺をはっきりしてもらわないとこの訴訟を起こすか起こさないかの判断できないのですよ、我々。実際この訴訟を起こしたってお金がないところは取れないのですから。

それで、ここで一番問題になるとときには、この事業を採択するときに会社の懐の内容をきちっと調べましたかということなのです。懐内容が悪かったからその会社が工事に当たってもらった業者にお金払えないわけですから。だから、その辺が一番のポイントだと私は思っているのですが、どうですか、その辺は。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 今、議員からご質問いただきました今回の返還につきましては、町の補助金交付要綱に交付決定の取消し要件がございます。1つは、偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、あるいは補助金を他の用途に使用したときという内容がございます。これらに

照らしてこの訴訟の対象者につきましては、おっしゃるように事業をやってはいます。現場がきちんと植栽が行われて、管理をしていることももちろん担当課では確認しております。しかしながら、市民でやっている内容につきましてはの法人との間、そういった内容がつかみ切れないと。そういったお金の授受が実際に行われた証票が偽造されたものが提出されていたけれども、それで確認をしたということで、一旦その実績報告が終わった後、先ほどの実際の委託業者からの声をいただいて、実際にお金はもらっていないけれども、領収書が欲しいということになったので、提出したと。物は渡してはいないけれども、そういった行為があったのだと。我々聞きまして、いろいろと該当者からも話を伺っていろいろと返還命令等を行いましたけれども、実際そのとおりにならず今回訴訟に至るということでありましたので、あくまで訴訟に値する行いはあります。あとは民と民で訴訟することもありますけれども、国からお金をいただいているものにつきましては町でしっかりと不正に行った部分につきましては返還を求めていかねばならないという考えでございますので、そこは二重に相手方は支払うことになるかもしれませんが、そこはしっかり求めていかなければならないということでもあります。あと、新年度分については、ご説明したとおり丸々ということでございますので、合わせて477万3,800円ということをしっかり民事でも刑事でも求めていくものでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） あれ、あちは。企業の信用調査というか、その交付決定するような企業なりその団体なりのその状況というのは確認しているのかどうか、その辺りは。

住民課長。

○住民課長（篠田明弘君） まだ申請受付の段階において信用調査とかそういったものは現段階ではしておりませんが、今後この今回の事案を反省点として取り入れられるかどうかの検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） そういう問題ではなくて、このお金を支払う状況の中で完了の書類が出てきたと。そこに支払った領収書までついてくればこれは間違いなかったのかと思うのだが、書類だけで決定してしまったわけだ。そこに問題がありなのですね。そうやってその477万3,800円のお金はきちっとこの支払いに使わなければ駄目だよという一行が入っているのであれば、支払いましたよという領収書まで一緒に添付してもらわなくてはならなかったやつを添付しないで、書類だけ受けて、はい、では満了ですねってお金支払っているから問題が起きたわけです。だから、そういう問題が起きているにもかかわらず、幾ら条項でいろいろあっても、お金がない会社からお金取れないのに訴訟やってどうするのですか、町で。そこまで当然私は考えるべきなのかなと思うのですが、その辺はどうお考えですか。町は税金で裁判やりますから、まあ取れなくてもしょうがないでしょうって考える

のか、どんなことをやってもこのお金は取り戻しますよって考えるのか、どのくらいの信念持っているのですか。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 先ほどの477万3,800円につきましては、金額の内訳につきましては前年度分で137万7,800円と。あと、新年度、今年の令和7年度分で概算で丸々ということですので、そこについては証票や何かということをございませんで、前の年の分の137万7,800円についての領収書に代わる原本ではないのですけれども、そのコピーがございました。通常ですと、ここはお叱りいただくかもしれませんが、町として実績報告受ける際にそういった証票類のコピーをもって実績確認という部分がございますが、本来であればその時点で現物を提出を受けるということの作業が、他自治体でもコピーということで行っている部分が大半でございますけれども、そこについては写しということで確認し、あとは現物の現場での確認等が入って、同じ内容だなということで確認を怠らずにやればこういうことには至らなかったのかもしれませんが、その時点で多分事業者は領収書の現物を持っていないということになりますからこういったことにはならなかったのだと、今考えればそういうことになります。

また、その訴訟に値する部分につきましては、あくまでこの事態を把握した上で町の顧問弁護士とも相談をさせていただいて、そういった内容であれば訴訟に踏み切る案件ですというようなお話もいただきました。なおかつ、その方の持ち得る財産につきましても、こちらでもいわゆる土地、建物等の確認も行いつつ、そういったことで訴訟に踏み切るべきであろうという考え方で取り組んでいるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） 後段の取れないかもしれないような裁判をするのかというようなお話でございますが、確かにこれから仮に議会のご議決を頂戴したならば提訴をするという形になりますけれども、その中でももしかしたらこの477万3,800円という金額が満額求償できない可能性ももちろんございます。ただし、私ども公金を扱うという重要性ももちろん思っておりますし、そういった不正を発見した以上はそれを仮に裁判でお金が取れないからといってそこは目をつぶるのかということではいけないかなと思っております。その姿勢をまず見せる必要があると思っております。一方で、また満額が難しいかもしれませんが、少しでも477万3,800円ではなく、仮に請求をして一部でも求償することができるとしたらば、むしろそれは町行政の責任としてしっかりとそこはまずもらえる分だけはもらうといえますか、そういったものをするところが町の行政の責任でもありますし、一方で町民の皆様には説明の責任というのを果たす一端になるのかなと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。前年度の百三十何万円に関しては領収書まで添付し

ているのです。これも本来は詐欺行為ですよ、偽ですから。だから、逆にそういう部分で訴え出して返還命令なら私は異存はないですけども、民間であればやっぱり懐財政なのです。その補助金を出費するとき、また採択するときは、やっぱり会社の内容、懐をきちっと行政でも調べるべきなのです。東京リサーチとかああいうところで会社の中身はきっちり調べていますので、今。それをやらないのが行政の甘さなのかなと私この訴訟でよくよく感じ取っておりますけれども、今後そういう補助金の採択するときにはきちっとやっぱりその中身まで調べて採択に持っていかないと、もうすごい頭の切れる人たちもいっぱいおりますので、その辺は重々気をつけてやっていただきたいと思います。要望しておきます。

○議長（堀本典明君） よろしいですか。そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号 訴えの提起についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後2時25分まで休議します。

休 議 （午後 2時13分）

---

再 開 （午後 2時25分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、議案第66号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、議案第66号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の内容をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、今年度これまでの各種事務事業の進捗状況を踏まえ、また今後の事業展開など

を精査、調整して必要な経費の予算補正を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,514万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億9,505万2,000円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正についてご説明いたします。3ページをお開き願います。初めに、歳入について申し上げます。第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金39万5,000円の増額は、交付額の決定により減収補てん特例特例交付金（住宅借入金等分）39万5,000円の増によるものです。

第10款地方交付税、第1項地方交付税3,957万6,000円の増額は、交付額の決定による普通交付税3,957万6,000円の増によるものです。

第13款使用料及び手数料147万9,000円の減額は、第1項使用料において、文化交流センター施設使用料182万8,000円の減、商業施設等使用料16万4,000円の減などにより150万8,000円の減、第2項手数料において、屋外広告物許可申請手数料の増などにより2万9,000円の増となったことによるものです。

第14款国庫支出金の増額は、第1項国庫負担金において、保険基盤安定負担金が増となるなどして294万9,000円の増、第2項国庫補助金において、産後ケア事業等補助金や福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金が減額となる一方で、子ども・子育て支援事業費補助金や社会保障・税番号制度システム整備補助金、プレミアム商品券による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が増となるなどして2,052万3,000円の増、第3項国庫委託金において、対象事業費精査に伴う福島原子力災害災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金209万1,000円の減としたことにより2,138万1,000円の増となったものであります。

第15款県支出金の減額は、第1項県負担金において、保険基盤安定負担金の増などにより412万7,000円の増、第2項県補助金において、子ども・子育て支援交付金や定住促進住宅取得補助などが増となる一方で、営農再開支援事業補助金や環境放射線モニタリング事業交付金が減となるなどして425万4,000円の減、第3項県委託金において、うつくしま権限移譲交付金や滝川ダム維持管理委託金が減となるなどして571万2,000円の減などにより583万9,000円の減となったものです。

第16款財産収入、第1項財産運用収入436万円の増額は、土地建物貸付収入が減となる一方で公共施設維持運営基金預金利子（廃炉交付金分）や福島再生加速化交付金預金利子（経産省）などの増額によるものです。

第18款繰入金、第2項基金繰入金1億2,170万7,000円の減額は、事業精査などによる事務事業費の減に伴い、再エネ復興まちづくり基金繰入金5,110万4,000円の減、福島再生加速化交付金基金繰入金（経産省）547万8,000円の減、福島再生加速化交付金基金繰入金（農水省）6,512万5,000円の減となったことによるものです。

第20款諸収入1,327万円の増額は、第2項町預金利子、収入実績に伴い177万7,000円の増、第4項雑入1,149万3,000円の増額は、中小企業基盤整備機構助成金や電源地域振興・みらいを描く市町村等

支援事業助成金などが減となる一方で、原子力事故損害賠償金や福島12市町村教育復興推進事業委託費などが増となったことなどによるものです。

第21款町債490万円の増額は、第1項町債、Jアラート新型受信機整備に伴う消防設備整備事業債で、起債により490万円を増額するものです。

これらにより収入合計4,514万3,000円の減額補正となったものです。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧ください。第1款議会費6万9,000円の増額は、第1項議会費において、扶養手当の増により給与費6万9,000円の増によるものです。

第2款総務費3億2,665万1,000円の増額は、第1項総務管理費において、給与費645万5,000円の減、移住・定住推進事業費716万8,000円の減、70周年記念式典諸経費303万円の減などに対し、財政調整基金積立金2億8,749万7,000円の増、公共用施設維持運営基金積立金1,311万5,000円の増、町勢振興基金積立金3,327万2,000円の増、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金積立金2,633万4,000円の増などにより3億5,232万8,000円の増、第2項徴税費において、町税過誤納還付金の減などにより1,328万9,000円の減、第3項戸籍住民基本台帳費において、広域交付事業費68万5,000円の増に対し戸籍情報システム事業費230万3,000円の減により161万8,000円の減、第4項選挙費において、参議院議員通常選挙費、富岡町長選挙費の精査などにより1,089万3,000円の減、第5項統計調査費において10万円の増、第6項監査委員費において2万3,000円の増となったことによるものです。

第3款民生費55万7,000円の増額は、第1項社会福祉費において、事業完了による敬老祝金支給事業費167万6,000円の減、老人ホーム等の老人保護措置事業費375万7,000円の減などに対し国民健康保険事業特別会計繰出金1,212万5,000円の増、介護保険及びサービス事業特別会計繰出金159万4,000円の増、後期高齢者医療事業費690万6,000円の増などにより1,222万円の増、第2項児童福祉費において、児童手当支給事業費308万円の減などにより355万8,000円の減、第3項災害救助費において、事務事業の精査等により避難者支援事業470万円の減、帰還移転支援事業費280万円の減、コミュニティ推進事務諸経費60万5,000円の減により810万5,000円の減となったことによるものです。

第4款衛生費3,448万4,000円の減額は、第1項保健衛生費において、事務事業の精査等により環境衛生事業費2,000万円の減、給与費870万1,000円の減、除染対策事業費479万3,000円の減などによるものです。

第6款農林水産業費9,303万8,000円の減額は、第1項農業費において、事業の進捗に伴う事業費の整理調整により営農再開支援水利施設等保全事業5,800万円の減、農業基盤整備促進事業費950万円の減や営農再開支援事業費229万円のなどの減により8,267万4,000円の減、第2項林業費において、ふくしま森林再生事業費1,000万円の減などにより1,034万7,000円の減、第3項水産業費において1万7,000円の減となったことによるものです。

第7款商工費、第1項商工費6,903万7,000円の減額は、観光振興事業費が増となる一方で中小企業等支援事業費、工業団地事業費や商工業振興事業費などが減となったことによるものです。

第8款土木費1億3,069万1,000円の減額は、第1項土木管理費において17万2,000円の減、第2項道路橋梁費において、道路新設改良事業費2,900万円の減、道路維持管理事業費2,772万2,000円の減などにより5,972万2,000円の減、第3項河川費において、河川整備事業費450万円の減、第4項都市計画費において、都市計画事業費や公共下水道特別会計繰出金の減により6,629万7,000円の減となったことなどによるものです。

5ページを御覧ください。第9款消防費、第1項消防費1,375万4,000円の増額は、防犯カメラリース料の減により防犯対策事業費770万円の減となる一方で、消防施設維持補修費1,390万円の増、双葉地方広域市町村圏組合消防費負担金の増により常備消防費260万4,000円の増などによるものです。

第10款教育費5,892万4,000円の減額は、第1項教育総務費において、会計年度任用職員給与費261万円の増となる一方で、スクールバス運行業務委託料の減による教育委員会事務諸経費839万8,000円の減などにより551万9,000円の減、第2項小学校費において15万4,000円の減、第3項中学校費において事業完了による精査により86万5,000円の減、第4項幼稚園費において3万2,000円の減、第5項社会教育費において、アーカイブミュージアム事業費3,041万2,000円の減、施設管理費912万円の減などにより4,188万2,000円の減、第6項保健体育費において、グリーンフィールド整備事業委託料の減による体育施設管理費800万円の減、地域おこし協力隊事業委託料の減による生涯スポーツ振興事業費175万円の減などにより1,053万6,000円の減となったことによるものです。

これらにより歳出合計4,514万3,000円の減額補正となったものです。

次に、繰越明許費について申し上げます。6ページ、第2表、繰越明許費を御覧ください。翌年度に繰り越して経費を支出するため、第9款消防費、第1項消防費、事業名、小型動力ポンプ積載車購入事業において2,046万円、同款同項、事業名、Jアラート新型受信機整備事業において495万円の2件について、繰越明許費を設定するものです。

次に、第3表、債務負担行為補正について説明いたします。7ページから8ページを御覧ください。令和8年度の年度開始前に委託契約を締結するなどのため、事項、富岡町役場庁舎機械警備業務、期間、令和8年度、限度額250万円ほか30件について、記載のとおり債務負担行為を追加設定するものです。

次に、第4表、地方債について説明いたします。9ページを御覧ください。起債の目的、Jアラート新型受信機整備事業、限度額490万円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率、5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、資金の融通条件により償還する。

以上が今回の一般会計補正予算の内容であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。14ページをお開きください。14、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 18、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 22、23ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 24、25ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 26、27ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。28、29ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 30、31ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 32、33ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 34、35ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 36、37ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 38、39ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 40、41ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 42、43ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 44、45ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 46、47ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 48、49ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 50、51ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 52、53ページございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 53ページの地域おこし協力隊の委託料の減額、何か予定変更があったのかと、同じページですから聞きたいのですけれども、営農再開支援水利施設等保全事業、ここもかなり高額で、何か予定していたところが工事ができなくなったような理由もしあれば聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど2つほどご質問いただきました。

まず、地域おこし隊でございますが、おこし隊2名の分を当初予算の中で計上しておりましたが、その後応募がなかったため、1名分を減としております。その分の減となっております。

それから、営農再開支援水利施設等の保全事業でございますが、一番大きいのは滝川ダムのパイプラインの通水試験が先送りとなったことがありまして、これで約2,300万円ほど減とさせていただきます。加えて工事費関係で3,500万円、こちらは今工事9件ほど発注し、それをやっておるのですが、その請け差分という形で減となっております。

以上であります。

○議長（堀本典明君） そのほか52、53ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 54、55ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 56、57ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 58、59ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 60、61ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 62、63ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 64、65ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 66、67ページございませんか。

4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。では、67ページのアーカイブ・ミュージアムの事業費なのですが、委託料として3,000万円の減額ということで、金額大きいので、中身を教えていただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） アーカイブ・ミュージアムの委託料の3,000万円減額につきましては、当初今年上手岡の大石原地区で蓄電設備の開発工事が計画をされておりました。その場所につきましては遺跡のあるエリアということで、そちらについて町で試掘調査を実施したいということで3,000万円を計上しました。通常であればそちらの試掘の結果をもって県の教育委員会に進達をするという形になるのですが、今回事業者から電力会社との調整の中で本年度着工ができないというような連絡がありまして、当初予算で上げました3,000万円について今回12月の時点でまず減額をさせていただくという内容になっております。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 68、69ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 70、71ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 72、73ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 74、75ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 76ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 78、79ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 80、81ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 82、83ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） えびす講市が盛大に学びの森の駐車場で行われました。昨年から駐車場でやっておりますが、将来的にどう考えているのだから、ビジョンをお聞かせ願いたいのです。普通であれば震災後、緊急のときには別なところでやってきて、だんだん戻していくのが順序かなと思うのですが、何か戻っていかないで逆に政策が出ていってしまうということで非常に危惧しているのですが、将来的なビジョンあればお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 議員におかれましては、秋まつりにご参加またはご協力いただきましてありがとうございます。今ほどの会場、こちらでご質問いただいたところではありますが、震災後曲田から始まり、中央商店街で1度実施し、昨年、今年にわたっては学びの森の敷地を活用させていただきました。この件については、実行委員会でかなり議論をしたということがございます。1つは、やはり昔ながらということもありまして、商店街のところでやっていきたいという思いもあります。加えて別の意見では、その日に富岡町の地域の中でばらばらで点在するよりも1か所に集まってやったほうがいい、この意見の両方からとなってきたのですが、一番は実施主体である中央商店街の旧商店組合の方々の思いをきっちり聞かなければいけないなと思って、そこを確認したところでございます。その中でえびす講という名前は残してほしいのだと。これは場所は異なったとしてもそれだけは残してほしいという思いがあって、それでは一堂に会して今の学びの森の敷地をお借りしてしっかりやっていこうではないかという結論に至ったところでございます。

また、そのほかにも挙げられたことが、新しく生活される方々がその中央商店街という場所がよく分からないというご意見もいただいたの事実であります。やはり分かりやすいところでやっていく、時代の流れということもありますが、伝統を汚さないようにしっかりと守りつつその場所でやっていきたいと、将来もそのような形で考えております。ただ、時の状況によってはまた考えなければいけない部分はあるかと思えます。現段階では、では10年後どうなるかという部分はなかなか言えない部分がありますが、当面の間は学びの森の敷地で実施をさせていただきたいと、このように考えてございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） まず、検討委員会でいろいろ議論した結果がこうなったということだと思うのですが、それがいいとか悪いとかではなくて、将来的なビジョンと言ったのは、執行部も我々も町をできるだけ元に近づけるために努力しているわけです。今、新しく入ってきた人は商店街どこにあったの、どういう形だったのって全く分からないと思うのです。それはそれとして、やはり我々町を

戻そうとしている以上は、そういうものを頓挫させていったらますます中央商店街、中央商店街と今呼べないような状況ですが、あそこには火はつかないような状況になりますよね、明かりがともらないような状況。やっぱり長い目で見た場合には、学びの森の庭先でやるよりは苦勞してもやっぱり向こうでやって、福祉センター、また学校を絡めながらやったほうが将来的には明かりがとめるのかなと私思ったから質問したのですが、その辺が非常に情けないなと思うのです。

それで、運営の仕方に関しても、私参加させてもらって、食べ物とかいろいろ店出ています。キッチンカーの人も随分私知っていていろいろ話したら、こんなのではもう売上げが上がらなくて、もう来年からは考えるべきだと、自分たちが出てくるのは、何でかと思ったら、その各団体で催し事やっていますよね。そこには弁当つけているのです。そういう部分で、あそこで買物して、腹減ったから何か食べるかという人が少なくなっているという現状があるのかなと思うのです。だから、そういうものを全てやっぱりもう一回検討し直さないと、ますます下火になっていってしまうのではないかなと私は危惧しているのです。例えば弁当を出さざるを得ないとすれば、あそこのキッチンカーとか個人で出している店の食事券を出すとか、500円程度の券を出すとかして、できるだけあそこで食べられるように、あそこで買物するような考えで誘導してこないとみんなばらばら散らばってしまいます。そういうこと非常に今年度私感じましたので、ぜひもともとあった中央商店街のあの町の流れでやることも検討してほしいし、周りをみんな巻き込んでやるという考えで、やっぱり弁当でも何でもえびす講市に来て食べてもらうというような考え持たないと、本当にみんなキッチンカーでも何でも参加しなくなってしまいます。売上げ上がらないところには来ないですから。その辺今後考えていただけるかどうか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご意見ありがとうございます。ほか自治体でありますし、この浜通り秋のお祭りということで、十日市、そちらは元の場所に戻ってという話の報道あって、この年代でいうといいなという思いは十分にありますし、やはり年代的なものもあるのかなと思いつつも、まずはその実施する団体がどのようにして動きやすいかということも考えなければいけないと思っています。当然今の思いも伝えさせていただいて、また検討を進めさせていただきたいと思います。

一方で、その運営の仕方という形でございます。確かに今ほどあった例えば食事券などなんていうご提案もいただきました。この辺も含めてしっかりと再検討させていただきたいと思っています。今年度においては、人数が全体で3,000人となって、例年よりもかなり少なくなってきました。これは1つに考えられること分析してみたのですが、復興が進む中、各自治体においてもやはりこの11月というのは秋祭りのシーズンでございます。各地域で町ならでは、村ならではのお祭りを展開していく中、数多くやっているということもあって来られるお客さんもやはり選択肢というものができてきたのかなと思っています。1人が毎日行くというのはなかなかないと思っていますので、その好みも出てきたかなと考えております。その運営の仕方、それからその演じる方等々についての内容等

もししっかりと実行委員会の中で詰めさせていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 学びの森の駐車場でやるのが悪いということではなくて、それも一つの方法だとは思いますが、ぜひ町のビジョンを考えた場合には、やはりえびす講市、震災前携わっていた中央商店街の人たち今ほとんどいないわけですから、なかなか実行委員会も大変なところは私も理解しています。ただ、大変さを持ちながらその大変さを乗り越えてこそ明るい光が見えてくるのかなと私思いますので、ぜひその辺をまた次回の検討委員会に波及していただければありがたいと思います。

また、運営の仕方も、中央商店街でやっていたときには福祉センターとか学校一緒になって回りながら、昔思い出しながら歩いた記憶もありますが、それは昔の夢なのかなと思うのですが、そういうふうの一つの夢を追いかけて生きていますので、ぜひそういうものは大事にしてほしいなと。新たに入ってきた人が中央商店街ってどこなのかって分からないって先ほど答弁の中で聞きましたが、それも当然なことですけども、やっぱりそういうものはこうだったのだよ、ああだったのだよって言って教えていくのも知っている人たちの一つの財産だと思いますので、ぜひその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ねぎらいの言葉ありがとうございます。今ほどいただきましたご意見等については、次期、来年度の秋まつり関係の参考とさせていただきながら検討させていただきます。ご提案ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 今の9番、渡辺議員と全く同じ考えで、いつもブース回ったときに、同じようなメンバーの人が同じような品物を並べて、これもう売れてしまったらあと私らは何にもないのだという人たちもいるし、やはり今課長言ったように、十日市、二十日市私らの楽しみだったというのもあります。排除の論理というか、最近露天商の人たちが見えないというか、やはり綿あめだったり、お面だったり、グッズだったり、子供らはああいうものを楽しみにしているというのもあると思うのです。ですから、その実行委員会の方がいろいろ考えはあるのでしょうけれども、昔のスタイルも考えてほしいなということで、このままだと去年と今年比べたら全然人出が違うから何となく将来的にこれポシャっていくのかなって私も肌感覚で感じたものですから、ぜひ産業振興課は事務方だということも理解できますけれども、やはりできれば盛り上がるような秋まつりにしてもらいたい、子供が喜ぶような秋まつりにしてもらいたいということでご助言してもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 確かに露天商、こちらは祭りといえば名物というか、そこの店行っ

たらこれを買いたいなと子供ながらわくわくしながら行ったことは十分に理解しておりますし、私もその一人でありました。時代の流れということもあって、露天商を呼んでくるということも多々あるかと思えますけれども、そこを取り仕切る方々とどういう形でやっていくかということも必要かと思っています。単にいいなと思って、ぜひ来てくださいだけで済まない部分がありますので、この部分についてもまさに実行委員会としっかりと詰めていきたいと思っています。一番がそこにおいて今日楽しかったねと、その一言いただけるようにしていくのがイベントだと思っていますし、祭りの醍醐味だと思っていますので、しっかりと務めさせていただきます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。項別審査で聞けばよかったのですが、2点ほど教えてください。

まず、55ページのふくしま森林再生事業、結構富岡町でも数か所か森林再生の場所を見ているのですが、今回は減になっているのですけれども、管理状況があまりよろしくないところもあるのですが、今現在管理の状況はどうなっているか教えてください。分かる範囲で結構です。

あと、もう一点、公共下水道。今回もこれも大幅、ただこれ特別会計に、元に戻すという形になるのですが、心配なのは全国で公共下水道を古い管から新しい管に換えるというような作業をされていますが、今富岡町の中でも結構直したと思うのですが、まだ古い管が直っていないとか、また危険箇所ではないのだけれども、将来その箇所は危険箇所になるというような場所とかいうのは把握されていますか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 冒頭ご質問いただきました最初の1番目、ふくしま森林再生事業のことについて申し上げます。

この事業の本質であります。震災から手つかずの山々を手入れしていく、人がなかなか入りにくい部分があるので、再生事業で取り組んでいこうというものであります。間伐だったり、流出防止であったりとかいう事業を展開しているのですが、事業完了後はその所有者の方々が管理するという形になっております。ですので、まず同意をもらって実施した後は、その所有者の方が適切に管理していくという流れでございます。今年度においては約40ヘクタールほど実施しておりますので、これがだんだん町内一円に広がっていくことで一旦一時の休んでいた山の管理という部分が復活していく、その後においては所有者の方々がしっかりと見ていく、こういう流れでございます。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご質問ありがとうございます。公共下水道の予算というよりは、その管理の仕方ということでの質問だと理解しました。こちらにつきまして、富岡町で一番太い管というのが800ミリで、一番浄化センターに近いところになってございます。悪いところというのは大体

ヒューム管といいまして、コンクリートで造られたような管でございます。そういったところ、流れていないところでありまして、ガスが発生したときに腐食しやすいというところがございます。富岡町におきまして、伏せ越しという施設がございます。そういったところにおきましては、年間適正な管理をしております。また、見つけたところではございますが、内面の管更生というものも今年度実施してございますので、そういったところを見つければまたそういったことを随時やってまいります。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 私、前回一般質問の中で、副町長2名の体制にするということで12月中にという答弁をいただいているのですが、その副町長に関しての進み具合というか、どうなっているのか、今の状況をお聞かせください。難儀しているのでしたら、それはどうして、どういうことが問題なのだろうか、話せる範囲でいいので、ご答弁お願いいたします。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 今のご質問ですが、私としても今人選に苦慮しているような状態でありまして、なかなか適任者が見つからないというのが状況であります。いずれにしても、副町長2人体制でいかないと今後も2人だけで公務が回っていかないような状況もありますので、できるだけ町をよく知っているような方で協力していただけるような方を探したいと思っておりますが、まだもう少し時間がかかると思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） なかなか大変だと思いますけれども、町としてはどういう人が、これだという一番の思いはどういうところがあるのかということと、あと来年のいつ頃まで見通しついているのか、ご答弁お願いします。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 来年のいつ頃までと言われると、これも相手のあることでありますので、なかなか正直言ってまだ白紙の状態だと考えていただければと思っています。私としては、執行部で町の状況をよく知っているような方で、また町民の方もよく知っているような方、そういう方を選びたいと思っておりますが、今のところはまだまだの状態でありますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） よろしいですね。そのほかご質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○散会の宣告

○議長（堀本典明君） 本日はこの程度にとどめ、明日18日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 3時06分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 宇 佐 神 幸 一

議 員 渡 辺 三 男

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

## 令和7年第5回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和7年12月18日(木) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第67号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第68号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第69号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第70号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第71号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第3 委員会報告

1、議会運営委員会報告

2、総務文教常任委員会報告

3、産業厚生常任委員会報告

4、議会運営委員会報告

5、議会広報特別委員会報告

6、原子力発電所等に関する特別委員会報告

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第67号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第68号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第69号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第70号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第71号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

追加日程第1 議案の一括上程

議案第72号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第73号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第75号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第4号）  
 議案第76号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
 議案第77号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
 議案第78号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
 議案第79号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）  
 議案第80号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第72号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第73号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第75号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第4号）  
 議案第76号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
 議案第77号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
 議案第78号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
 議案第79号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）  
 議案第80号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第3 発委第1号 議案第80号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する附帯決議について

日程第3 委員会報告

- 1、議会運営委員会報告
- 2、総務文教常任委員会報告
- 3、産業厚生常任委員会報告
- 4、議会運営委員会報告
- 5、議会広報特別委員会報告
- 6、原子力発電所等に関する特別委員会報告

---

○出席議員（8名）

- |    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 安藤正純君 | 3番  | 平山勉君   |
| 4番 | 佐藤啓憲君 | 5番  | 渡辺正道君  |
| 6番 | 高野匠美君 | 7番  | 宇佐神幸一君 |
| 9番 | 渡辺三男君 | 10番 | 堀本典明君  |

○欠席議員（1名）

2番 辺見珠美君

○欠員議員（1名）

---

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	宮川大志君
教育長	武内雅之君
会計管理者	志賀智秀君
総務課長	猪狩力君
企画課長	畠山信也君
税務課長	大館衆司君
住民課長	篠田明拡君
福祉課長	佐藤邦春君
健康づくり課長	斉藤一宏君
生活環境課長	飯塚裕之君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君
郡山支所長	渡邊浩基君
いわき支所長	黒澤真也君
総務課課長補佐 兼管財係長	新田善之君
代表監査委員	石井和弘君

---

○事務局職員出席者

議会事務局 局長	遠藤博生
議会事務局 副庶務係長	杉本亜季

議 会 事 務 局  
庶 務 係 主 査

黒 木 裕 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(堀本典明君) 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、2番、辺見珠美君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第5回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(堀本典明君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(堀本典明君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

1番 安藤正純君

3番 平山勉君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(堀本典明君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第67号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼管財係長朗読]

○議長(堀本典明君) 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長(齊藤一宏君) おはようございます。それでは、議案第67号、令和7年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、国庫支出金の交付額決定や繰入金等の額確定などによりまして歳入歳出それぞれ1,199万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,954万3,000円とするものです。

87ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金93万円の減額は、災害臨時特例補助金の交付額決定によるものです。

第5款財産収入、第1項財産運用収入80万円の増額は、国民健康保険給付費支払準備基金積立金預金利子の増額によるものです。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金1,212万5,000円の増額は、一般会計繰入金の額確定により保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）356万7,000円を、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）596万5,000円を、職員給与費等繰入金74万8,000円を、出産育児一時金等繰入金100万円を、財政安定化支援事業繰入金84万5,000円をそれぞれ増額することによるものです。

以上により歳入合計1,199万5,000円の増額補正となります。

続いて、88ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。第1款総務費74万8,000円の増額は、第1項総務管理費において一般管理費59万4,000円、国保連合会負担金15万4,000円をそれぞれ増額することによるものです。

第2款保険給付費7,263万7,000円の増額は、第1項療養諸費において療養給付費の増額見込みにより7,068万6,000円を、第4項出産育児諸費において審査支払手数料1,000円、出産育児一時金150万円を、第5項葬祭諸費において葬祭費45万円をそれぞれ増額することによるものです。

第3款国民健康保険事業費納付金395万6,000円の減額は、納付額確定により第1項医療給付分において31万7,000円を、第2項後期高齢者支援金等分において220万1,000円を、第3項介護納付金分において143万8,000円をそれぞれ減額することによるものです。

第4款保健事業費122万2,000円の減額は、第1項保健事業費において第三者行為による損害賠償金の入金による第三者行為求償事務手数料5万円を増額し、第2項特定健康診査等事業費において会場借上げ料が今年度も無料になったことにより、会場等借上料127万2,000円を減額することによるものです。

第5款基金積立金91万3,000円の増額は、第1項基金積立金において支払準備基金積立金利子積立金を増額することによるものです。

第6款諸支出金3万3,000円の増額は、第1項償還金及び還付加算金において国庫支出金等返還金3万3,000円を増額することによるものです。

第7款予備費5,715万8,000円の減額は、第1項予備費において会計内調整のため、減額するものです。

以上のことにより歳出合計1,199万5,000円の増額補正となり、補正後の歳入歳出予算の総額を22億5,954万3,000円とするものです。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行い

たいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。92ページをお開きいただきたいと思います。92、93ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。94、95ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 96、97ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 98、99ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 100、101ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 102、103ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 104、105ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題とい

たします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） おはようございます。議案第68号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,369万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,909万5,000円とするものです。

109ページを御覧ください。初めに、歳入予算の補正についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金、第1項負担金において、県道改良工事に伴う下水道施設移設に関する県負担金を19万円増額、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金において、下水道施設統廃合に関わる社会資本整備総合交付金を決定額に合わせ900万円減額、第4款繰入金、第1項繰入金において、一般会計繰入金を歳入歳出予算の調整により509万2,000円の減額、第6款諸収入、第2項町預金利子において、預金利子の収入実績額21万円を増額し、歳入総額で1,369万2,000円の減額補正を行うものです。

110ページを御覧ください。次に、歳出予算の補正についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費の公共下水道維持費において、物価高騰等による光熱水費の不足見込みにより、光熱水費40万円増額、公営企業会計システム構築業務委託における不用額発生により、その他委託料1,990万円減額、土地借上料による不用額を3,000円減額、令和6年度消費税確定申告により、令和7年度分の消費税中間申告額が確定したことにより、公共下水道事業消費税を581万1,000円増額し、歳出合計で1,369万2,000円の減額補正を行うものです。

111ページを御覧ください。次に、債務負担行為の設定についてご説明いたします。令和8年度より本稼働となる公営企業会計システムの保守管理業務委託に関わる調達手続を年度内に進めるために予算措置するものです。対象年度、令和8年度から令和12年度の5か年度とし、限度額2,500万円を債務負担行為として設定するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。116ページから121ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今全国的に下水道の沈下とか、破損が問題になっておりますが、今富岡町でも三橋のJRの下の部分に潜る下水道の工事やっていますよね。あれ、私見たところ、セメント管なのかなと思うのですが、今ガスとかで内側がやられないような材質が多分できていると思うのですが、あの材質はどういう材質でやっているのかお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 管の種類ということでよろしいですか。管の種類につきましては、こちらにつきましてはヒューム管ではなくて、铸铁管になってございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 铸铁管というと、下水から発生するガスとかに強いやつと考えていいですか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 硫化ガスによるものについては、特に問題なく使用されるものでございます。度々調査をいたしまして、何かありましたら内面補修していくようなことを考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 何かあったら内面補修を考えるという今言葉出ましたが、ガスとかで管そのものに問題ないような管はなかったのですか。あるとすれば、そういうものを使えば、問題が発生しないと思うので、ないとすればしょうがないですけども、その辺どうですか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 町内における下水道管におきまして、今まで主に塩ビ管についてはそういった事象はございません。ヒューム管、コンクリートの管でできているものにつきまして、一部あったところについては内面補修を今年度も実施しております。ですので、調査をかけていった上で、重要施設につきましてはそういった内面補修も今後やっていきたいと思っております。

以上です。

〔「今まで使っている管は、それはそれで悪いところはないかもしれませんが、昨日も議論になったから。今使っている管はそういうことはないですかと聞いている」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 失礼しました。今使っている管は、特に問題ございません。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか総括で質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 以上で質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第69号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ461万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9,267万3,000円とするものであります。

125ページを御覧ください。初めに、歳入予算の補正についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金、第1項分担金において農業集落排水事業受益者分担金の全期前納により5万9,000円の増額、第3款繰入金、第1項繰入金において歳入歳出予算調整により、一般会計繰入金473万4,000円を減額、第5款諸収入、第2項町預金利子において預金利子の収入実績額5万8,000円を増額し、歳入総額で461万7,000円の減額補正をするものです。

126ページを御覧ください。次に、歳出予算の補正についてご説明いたします。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費461万7,000円の減額の内訳は、集落排水維持管理費において通信運搬費の不足見込額2万円増額、公営企業会計システム構築業務委託における不用額発生により、その他委託料460万円減額、農業集落排水事業消費税においては、令和6年度確定申告により納付額が確定し、不用となった3万7,000円を減額し、歳出総額で461万7,000円の減額補正をするものです。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。130ページから133ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） おはようございます。議案第70号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、主に本年度の介護給付事業の精査による給付費の増額及び昨年度の介護認定審査会における審査件数減による運営負担金の減額などにより歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,477万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を17億2,128万2,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明いたします。137ページを御覧ください。第1款保険料では、収入見込額の減により第1項介護保険料において第1号被保険者保険料で67万円を減額するものです。

第3款国庫支出金では、介護保険システム改修により第2項国庫補助金において介護保険事業補助金で198万4,000円を増額するものです。

第6款財産収入、第1項財産運用収入では、介護給付費準備基金積立金預金利子で40万円を増額するものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金では、給付費の増により一般会計繰入金で159万4,000円を増額するものです。第2項基金繰入金では、給付費の増により介護給付費準備基金繰入金で3,094万9,000円を増額し、合わせて3,254万3,000円を増額するものです。

第9款諸収入、第1項預金利子においては、預金利子21万7,000円を増額するものです。第2項雑入においては、雑入で30万5,000円をそれぞれ増額し、合わせて52万2,000円を増額するものです。

以上のことから歳入において3,477万9,000円を増額し、歳入予算総額を17億2,128万2,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。138ページを御覧ください。第1款総務費の32万2,000円の減額は、第1項総務管理費においてシステム改修に係る委託料で198万6,000円を増額、第4項介護認定審査会費において審査件数減による運営負担金230万8,000円を減額したことによるものです。

第2款保険給付費の3,389万8,000円を増額は、第1項介護サービス等諸費において居宅介護に係るサービス給付、サービス計画給付費で3,301万3,000円、第2項介護予防サービス等諸費において介護予防に係るサービス給付、住宅改修費及びサービス計画給付費で88万5,000円を増額したことによるものです。

第3款地域支援事業費の76万2,000円を増額は、第1項介護予防事業費において介護予防・生活支援サービス事業の85万1,000円を増額、第2項包括的支援事業費において包括的支援事業、生活支援体制整備、認知症総合支援事業及び地域ケア会議推進事業において8万9,000円を減額したことによるものです。

第4款基金積立金の44万1,000円を増額は、第1項基金積立金において利子積立金44万1,000円を増額したことによるものです。

以上のことから歳出において3,477万9,000円増額し、歳出予算総額を17億2,128万2,000円とするものです。

説明は以上でございます。審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。142ページから151ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（斉藤一宏君） 議案第71号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、後期高齢者保険料の増額により歳入歳出それぞれ46万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,169万5,000円とするものです。

155ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料46万4,000円の増額は、普通徴収保険料において2万6,000円を、特別徴収保険料において43万8,000円をそれぞれ増額することによるものです。これにより歳入合計46万4,000円の増額補正となります。

156ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金46万4,000円の増額は、後期高齢者保険料の増額によるもので、このことにより歳出合計46万4,000円の増額となり、補正後の歳入歳出予算の総額を7,169万5,000円とするものです。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。160ページから163ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（堀本典明君） 次に、町長より緊急を要する事件として、議案第72号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について外8件の関連議案が追加提出されました。

この件につきましては、12月17日に議会運営委員会を開催していただき、同議案を含め関連議案を日程に追加し、議題とすることに決したとの答申を受けております。

---

#### ○追加議案の提案理由の説明

○議長（堀本典明君） ここで、追加議案の提案理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。追加議案の提案理由を申し上げます。

追加提案いたします案件は、本年8月の人事院勧告並びに10月の福島県人事委員会勧告を踏まえた条例の一部改正として、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件、条例の一部改正に基づく一般会計及び特別会計補正予算案件5件、町長等の給料月額の特例措置を講ずる富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について1件の計9件でございます。

福島県人事委員会勧告等を踏まえた給与改定案件に関しましては、国の改正給与法案の可決、成立を待って対応することを基本としつつ、地域の実情を踏まえ、適切に判断するよう総務省から通知が

あり、人事委員会を置いていない本町においては、参考とする福島県の対応を基本に関係議案及び補正予算の作成を進めてまいりました。また、本年10月以降、職員による非違行為が相次いでいる現状を踏まえ、町長、副町長、教育長の給料月額の特減措置を講ずる関係条例の改正作業を進めてまいりましたことから、追加で議案を提出するものであります。

詳細については議案審議の際にご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

---

○日程の追加

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

本議案を含め外8件の関連議案を日程に追加し、追加日程第1として日程を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について外8件の関連議案について追加日程第1として日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決しました。

9時50分まで休議いたします。

休 議 （午前 9時42分）

---

再 開 （午前 9時50分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

---

○議案の一括上程

○議長（堀本典明君） 次に、追加日程第1、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

---

○提案理由の説明

○議長（堀本典明君） 次に、提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第72号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第73号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

について、議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第75号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第4号）から、議案第79号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）、議案第80号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

議案第72号から議案第79号に係る議案は、本年8月の人事院勧告並びに10月の福島県人事委員会勧告に鑑み、町議会議員、町長等の特別職の期末手当並びに職員の給料、通勤手当及び期末勤勉手当の引上げを行うため、条例の一部を改正するとともに給与等の引上げにより必要となる費用を補正予算として計上するものであります。

議案第80号に係る議案は、本年に入り職員による非違行為が相次いでいることから、町として町民の皆様大変なご心配とご迷惑をおかけしたことへのおわびの意を示すとともに、管理監督の立場にある私と副町長、教育長が今後一層強い意志を持って町政運営に取り組んでいかなければならないという強い決意を町民の皆様をはじめ、当町に心を寄せてくださる皆様にご理解いただくため、町長の給料月額2か月分を、副町長、教育長の給料月額1か月分をそれぞれ10分の1減額すべく議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、追加日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第72号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、議案第72号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和7年10月10日の福島県人事委員会勧告において官公庁と民間の特別給の支給状況に格差が生じているとの勧告内容を踏まえ、町議会議員の期末手当の支給割合を改正するもので、民間の支給状況を踏まえた職員給与の改正内容に鑑み、期末手当支給月数を0.05月分引き上げ、令和8年度以降の期末手当の支給割合を6月期、12月期ともに均等にするものです。

それでは、議案第72号別紙資料、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例新旧対

照表によりご説明いたします。新旧対照表（第1条関係）、1ページを御覧ください。第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改めるものです。

新旧対照表（第2条関係）、2ページを御覧ください。第5条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改めるものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は公布の日からとし、第2条の規定については令和8年4月1日からの施行とするものです。

また、この条例による改正後の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件についても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、議案第73号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和7年10月10日の福島県人事委員会勧告において官公庁と民間の特別給の支給状況に格差が生じているとの勧告内容を踏まえ、町長等の特別職の期末手当の支給割合を改正するもので、民間の支給状況を踏まえた職員給与の改正内容に鑑み、期末手当支給月数を0.05月分引き上げ、令和8年度以降の期末手当の支給割合を6月期、12月期ともに均等にするものです。

それでは、議案第73号別紙資料、町長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表（第1条関係）、3ページを御覧ください。第3条第2項後段中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改めるものです。

新旧対照表（第2条関係）、4ページを御覧ください。第3条第2項後段中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改めるものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は公布の日からとし、第2条の規定については令和8年4月1日からの施行とするものです。

また、この条例による改正後の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件についても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和7年10月10日の福島県人事委員会勧告を受け、公民較差に基づく民間給与の支給状況及び支給割合との均衡を図るため、給与月額及び通勤手当、期末勤勉手当の支給割合を改正するものです。

主な改正内容としては、民間給与との格差2.97%を埋めるため、若年層に重点を置きつつ全ての号給の給料月額を引き上げるものです。また、民間の支給状況を踏まえ、期末勤勉手当支給月数を0.05月分引き上げ、再任用職員についても期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、令和8年度以降の期末勤勉手当の支給割合を6月期、12月期ともに均等にします。

それでは、議案第74号別紙資料、職員の給与に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表（第1条関係）、5ページから6ページを御覧ください。第21条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の70」を「、6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」に改めるものです。

第22条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改めるものです。

6ページから12ページを御覧ください。別表第1（第3条関係）、行政職給料表を記載のとおり改正するものです。

新旧対照表（第2条関係）、13ページから14ページを御覧ください。第12条第2項第2号中「70,600円」を「77,000円」に改めるものです。

第21条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「、6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」を「100分の71.25」に改めるものです。

第22条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の

107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改めるものです。

なお、本条例の附則、第1条として施行期日は公布の日からとし、第2条の規定については令和8年4月1日からの施行とするものです。また、この条例の第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合及び会計年度任用職員の給与等に関する条例において準用する場合には、令和7年4月1日に遡及して適用するものです。

附則第2条として、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすもので、附則第3条は規則への委任規定です。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号から議案第79号までの審議に入りますが、お諮りいたします。議案第75号から議案第79号までの議案については関連がありますので、朗読及び内容の説明については一括で行い、質疑、採決については議案ごとにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第75号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第4号）、議案第76号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第77号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第78号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第79号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての朗読を総務課長補佐より求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、議案第75号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の内容をご説明申し上げます。

なお、令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきましても、議案第76号から議案第79号として議案を提出しておりますが、本件と同様の予算補正理由でありますので、併せてご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まずは、議案第75号について説明申し上げます。予算書1ページの令和7年度富岡町一般会計補正予算（第4号）を御覧ください。今回の予算補正は、福島県人事委員会勧告を受けて行う議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、町長等の給与及び旅費に関する条例並びに職員の給与に関する条例の改正によりそれぞれ対応すべき給与費等の補正を行うものであり、歳入歳出それぞれ3,399万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億2,904万9,000円とするものです。

3ページ、歳入歳出予算補正を御覧ください。初めに、歳入について申し上げます。第18款繰入金、第2項基金繰入金3,399万7,000円の増額は、歳入歳出予算の調整により財政調整基金から繰り入れるものです。

次に、歳出について申し上げます。4ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費49万9,000円の増額は、議会議員期末手当や事務局職員給与費を補正することによるものです。

第2款総務費1,169万9,000円の増額は、特別職期末手当や職員給与費、また会計年度任用職員給与費などを補正することによるものであり、第1項総務管理費において873万4,000円の増、第2項徴税費において103万3,000円の増、第3項戸籍住民基本台帳費において147万円の増、第4項選挙費において35万8,000円の増、第5項統計調査費において10万4,000円の増となっております。

第3款民生費640万4,000円の増額も職員給与費や会計年度任用職員給与費などを補正することによるものであり、第1項社会福祉費において487万5,000円の増、第3項災害救助費において152万9,000円の増となっております。

以下、いずれの予算区分においても、職員給与費や会計年度任用職員給与費などを補正することによるものでありますので、款項の区分、補正額を読み上げることにより説明とさせていただきます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費288万4,000円の増額。第6款農林水産業費、第1項農業費168万3,000円の増額。第7款商工費、第1項商工費16万9,000円の増額。第8款土木費、第4項都市計画費6万3,000円の増額。第9款消防費、第1項消防費1万6,000円の増額。第10款教育費897万4,000円の

増額。内訳は、第1項教育総務費260万円の増、第4項幼稚園費326万3,000円の増、第5項社会教育費311万1,000円の増であります。第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費160万6,000円の増額。これらにより歳入歳出とも3,399万7,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ124億2,904万9,000円とするものです。

次に、議案第76号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。予算書33ページを御覧ください。今回の予算補正においては歳入歳出それぞれ89万3,000円を追加し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ22億6,043万6,000円とするものです。

35ページ、36ページを御覧ください。歳入補正においては、第6款繰入金、第1項他会計繰入金89万3,000円を増額し、歳出補正においては、第1款総務費、第1項総務管理費89万3,000円を増額するものです。

次に、議案第77号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。予算書49ページを御覧ください。今回の予算補正においては、歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ3億7,915万8,000円とするものです。

51ページ、52ページを御覧ください。歳入補正においては、第4款繰入金、第1項繰入金6万3,000円を増額し、歳出補正においては、第1款事業費、第1項下水道事業費6万3,000円を増額するものです。

次に、議案第78号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。予算書65ページを御覧ください。今回の予算補正においては、歳入歳出それぞれ179万円を追加し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ17億2,307万2,000円とするものです。

67ページ、68ページを御覧ください。歳入補正においては、第7款繰入金、第1項他会計繰入金179万円を増額し、歳出補正においては、第1款総務費、第1項総務管理費179万円を増額するものです。

次に、議案第79号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。予算書81ページを御覧ください。今回の予算補正においては、歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、歳入歳出予算の合計をそれぞれ1,161万9,000円とするものです。

83ページ、84ページを御覧ください。歳入補正においては、第2款繰入金、第1項一般会計繰入金17万4,000円を増額し、歳出補正においては、第1款介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス事業費17万4,000円を増額するものです。

議案第75号から議案第79号の説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

初めに、議案第75号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出ともに項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。10ページをお開きください。10、11ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。12、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 14、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 18、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 22、23ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 24、25ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 26、27ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 28、29ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 30、31ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 32ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。40ページから47ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。56ページから63ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。72ページから80ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この件についても項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。88ページから93ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、議案第80号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例改正案は、富岡町長、副町長、教育長の給料月額を令和8年1月1日から2月28日までの2か月間、ただし副町長及び教育長は令和8年1月1日から1月31日までの1か月間、100分の10を減じた額とするための改正を行うものです。

それでは、議案第80号別紙資料、富岡町長等の給与の特例に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。15ページ、新旧対照表を御覧ください。現行第1条中「令和6年12月1日」を「令和8年1月1日」に、「令和6年12月31日」を「令和8年2月28日」にそれぞれ改めるものです。

なお、本条例の附則第1項として、施行期日は令和8年1月1日から施行するものとし、第2項として、副町長及び教育長の給与月額に係る減額期間は令和8年1月1日から1月31日までの1か月間と読み替えて適用するものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○動議の提出

〔「議長、6番」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ただいま可決された議案第80号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に関しまして、職員による不祥事の再発防止に向け、議会としての意見を明確にするための附帯決議を付することにつきまして、議会運営委員会委員長として動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） ただいま6番、高野匠美君より動議の提出がありましたが、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

---

○日程の追加

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長、6番、高野匠美君より提出がありました件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号 議案第80号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する附帯決議についてを追加日程第3として日程に追加し、直ちに議題といたします。

暫時休議いたします。

休 議 （午前10時44分）

---

再 開 （午前10時46分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

---

○発委第1号 議案第80号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する附帯決議について

○議長（堀本典明君） 追加日程第3、発委第1号 議案第80号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する附帯決議についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（堀本典明君） 次に、発委者からの趣旨説明を求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） それでは、朗読をもって趣旨説明といたします。

議案第80号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する附帯決議

このたびの町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例が提出された背景として、本年中に町職員による懲戒処分に対応する非違行為が相次いだことがあるが、町は昨年も職員の非違行為による懲戒処分を行っており、その際にも今回と同様の条例改正を行い、町長をはじめとする町三役の報酬の減額を行った経緯がある。

町職員の非違行為は、行政運営の根幹である公務員倫理に反するのみならず、行政組織のガバナンスに関わる問題を内包しており、住民の信頼を著しく失墜させる重大な事案であることから厳正な対応が求められるものであり、その意味では、今回町が当該職員に対し懲戒処分を行ったことは一定の評価をし得るものの、住民感情及び行政組織への信頼回復の観点から、案件のさらなる検証と組織的な改善措置が不可欠である。

地方自治体における行政への信頼は住民福祉の根幹であり、職員一人ひとりの行動がその基盤を形成するものである。住民の信頼回復及び組織体制の正常化を図るため、町職員全体に対し、服務規律の遵守、公正・中立な行政運営、住民に寄り添った誠実な姿勢を求めるとともに、再発防止のため、下記事項について強く要望する。

#### 記

1. 懲戒処分の対象となる事案が発生した経緯及び背景について徹底的な検証を行うとともに、管理監督責任の明確化と、組織全体のコンプライアンス意識が適切に機能していたかの点検を実施すること。特に、管理監督体制に瑕疵が見られた場合に、組織としてどのように責任を取るかを明示すること。

2. 公務員倫理やコンプライアンス研修の義務化、ハラスメント・不祥事防止教育の継続的实施等職員研修の充実を図るとともに、管理職研修・新規採用職員研修等、それぞれの職員のステージに即した適切な研修を実施するなど倫理教育を強化すること。併せて、非違行為が発生しにくい風通しのよい職場環境の整備と内部統制機能の向上に努めること。

3. 町は本決議を重く受け止め、綱紀粛正と組織文化改善に全力で取り組むこと。

以上、決議する。

令和7年12月18日

富岡町議会

説明は以上です。各議員のご理解とご賛同をお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 発委者からの趣旨説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより発委第1号 議案第80号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する附帯決議についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開催時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会広報特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、11時15分まで休議いたします。

休 議 （午前10時53分）

---

再 開 （午前11時06分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

---

○委員会報告

○議長（堀本典明君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、12月17日に開催していただきました議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） 報告第37号、令和7年12月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。

審査報告書。本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。（1）12月定例会の追加議案について、（2）その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和7年12月17日午後3時10分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員、5名、欠席委員、なし、説明出席者、総務課長、総務課長補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。（1）12月定例会の追加議案について総務課長より説明を受け、本定例会最終日に追加議案として上程することに決し、議長に答申した。（2）その他。追加議案で提出される予定の議案第80号について可決となった場合は、議会運営委員会において附帯決議を提案することに決した。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、宇佐神幸一君。

〔総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第38号、令和7年12月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、総務文教常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、12月18日午前10時55分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）総務課に関する件、（2）企画課に関する件、（3）税務課に関する件、（4）住民課に関する件、（5）教育総務課に関する件、（6）生涯学習課に関する件、（7）出

納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

5番、渡辺正道君。

〔産業厚生常任委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（渡辺正道君） 報告第39号、令和7年12月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、産業厚生常任委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、12月18日午前10時56分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 都市整備課に関する件、(2) いわき支所に関する件、(3) 郡山支所に関する件、(4) 健康づくり課に関する件、(5) 福祉課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、3名、欠席委員、1名、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局職員。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） 報告第40号、令和7年12月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、12月18日午前10時57分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規集の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君） 報告第41号、令和7年12月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、12月18日午前10時58分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、3名、欠席委員、1名、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第42号、令和7年12月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、12月18日午前11時より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、7名、欠席委員、1名、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員であります。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### ○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま1番、安藤正純君より動議の提出がありましたが、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、安藤正純君より説明を求めます。

○1番（安藤正純君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理につい

て、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任したく発案いたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により議長に委任することに決しました。

---

○閉会の宣告

○議長（堀本典明君） 以上をもって本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和7年第5回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時21分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 安 藤 正 純

議 員 平 山 勉